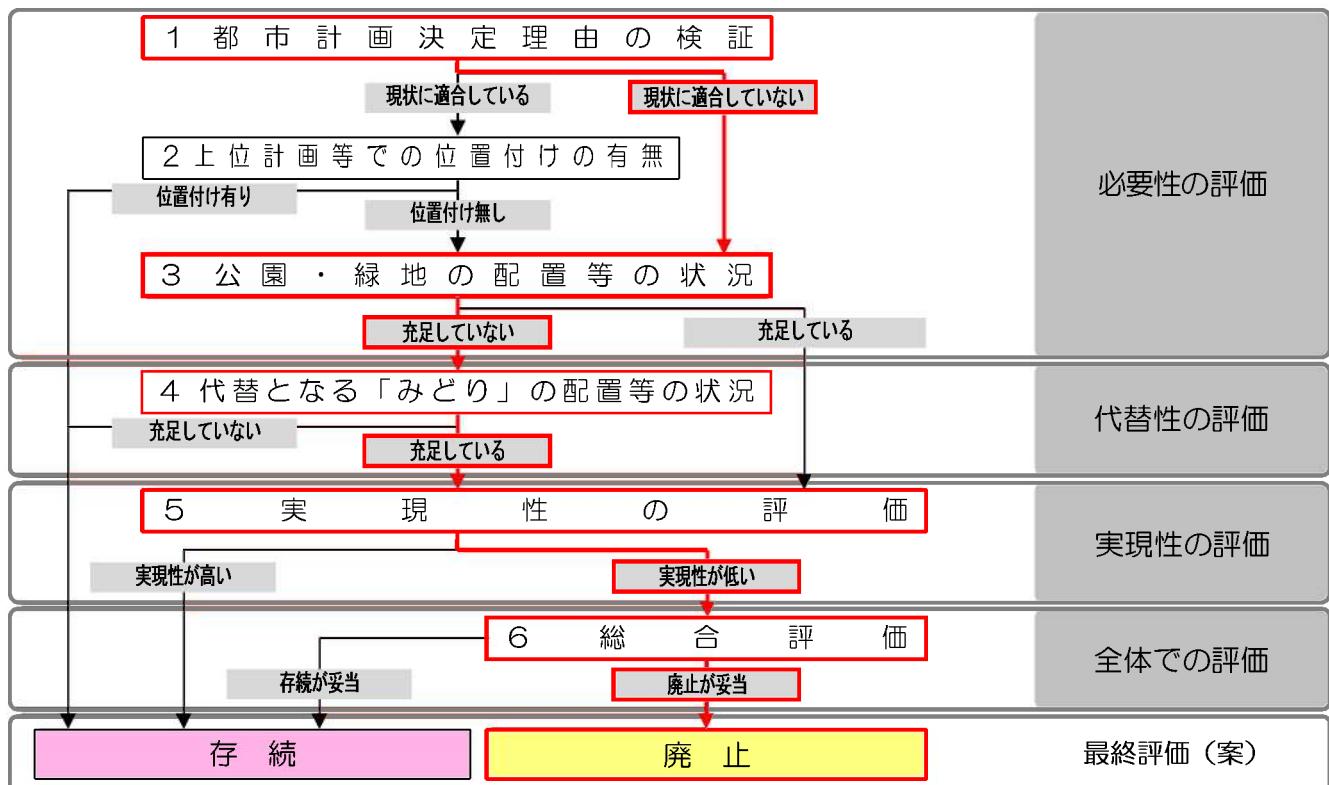
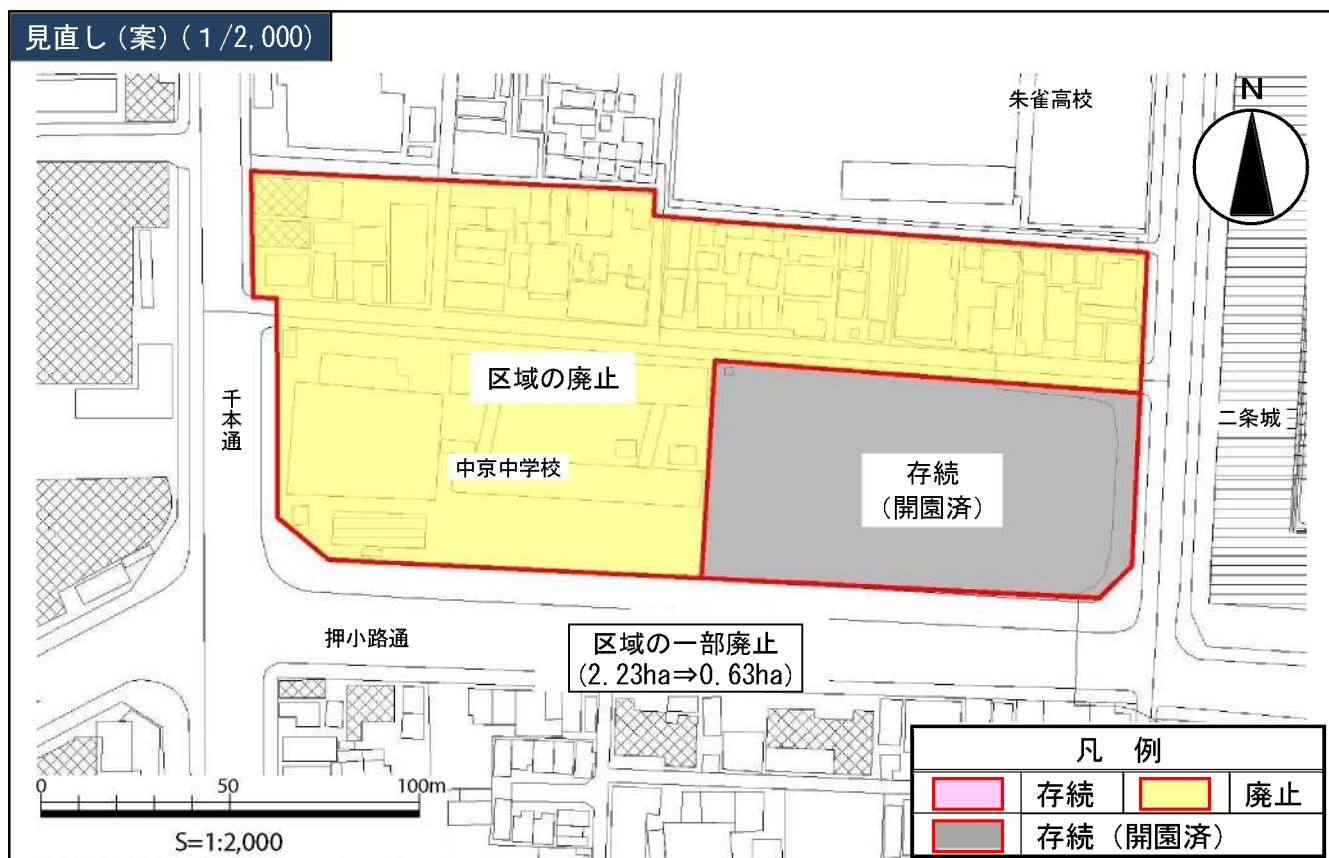


# 二条公園の見直し方針

## 1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は 16二条-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（疎開空地を利用して西部市街地の運動公園とし、都市の健全なる発展に備えようとする）は現在意義を失っている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付けなし	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p>&lt;公園・緑地の配置&gt; 朱雀公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の近隣公園の誘致圏域から離れているため、近隣公園の適正配置の観点から充足していない。</p> <p>&lt;公園・緑地の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積=2.41 m<sup>2</sup>/人≤5 m<sup>2</sup>/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：1.87ha（近隣公園 0.63ha、街区公園 1.24ha）÷誘致圏の人口：7,774人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p>&lt;「みどり」の配置&gt; 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・二条城（環境保全、景観形成、防災） ・二条駅前広場（環境保全、景観形成、防災） ・朱雀高校・中京中学校・二条中学校・元教業小学校（防災）</p> <p>&lt;「みどり」の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積=25.80 m<sup>2</sup>/人≥5 m<sup>2</sup>/人 ※代替となる「みどり」の面積：20.06ha（上記公園・緑地、二条城 13.9ha、二条駅前広場 1.05ha、朱雀高校 1.52ha、中京中学校（開園済扱いのグラウンド除く）0.43ha、二条中学校 1.09ha、元教業小学校 0.20ha）÷誘致圏の人口：7,774人</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	<p>&lt;地域コミュニティの存続への影響&gt; 北側市街地（住宅や業務ビル約 60 棟）を買収する必要があり、既存の住宅地におけるコミュニティ継続上の課題が発生することが推定される。</p> <p>&lt;買収対象となる建築物の立地状況&gt; 業務ビルや住宅（約 60 棟）、中京中学校（校舎、体育館、プール）</p> <p>&lt;関連事業の状況&gt; 関連事業はない。</p> <p>&lt;早期に整備効果が見込めるか&gt; 住宅地、業務ビル等の買収及び中京中学校の移転となると、権利者の合意形成及び代替地の確保等が必要となり、事業の長期化が推定される。</p> <p>住宅地、業務ビル等の買収及び中京中学校の移転が必要であり、権利者の合意形成及び代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	未着手区域にある中京中学校敷地は市有地であり他の土地利用が行われる可能性は低い。また、広域避難場所である二条城と近接しているため、計画区域から削除しても防災上の問題はない。

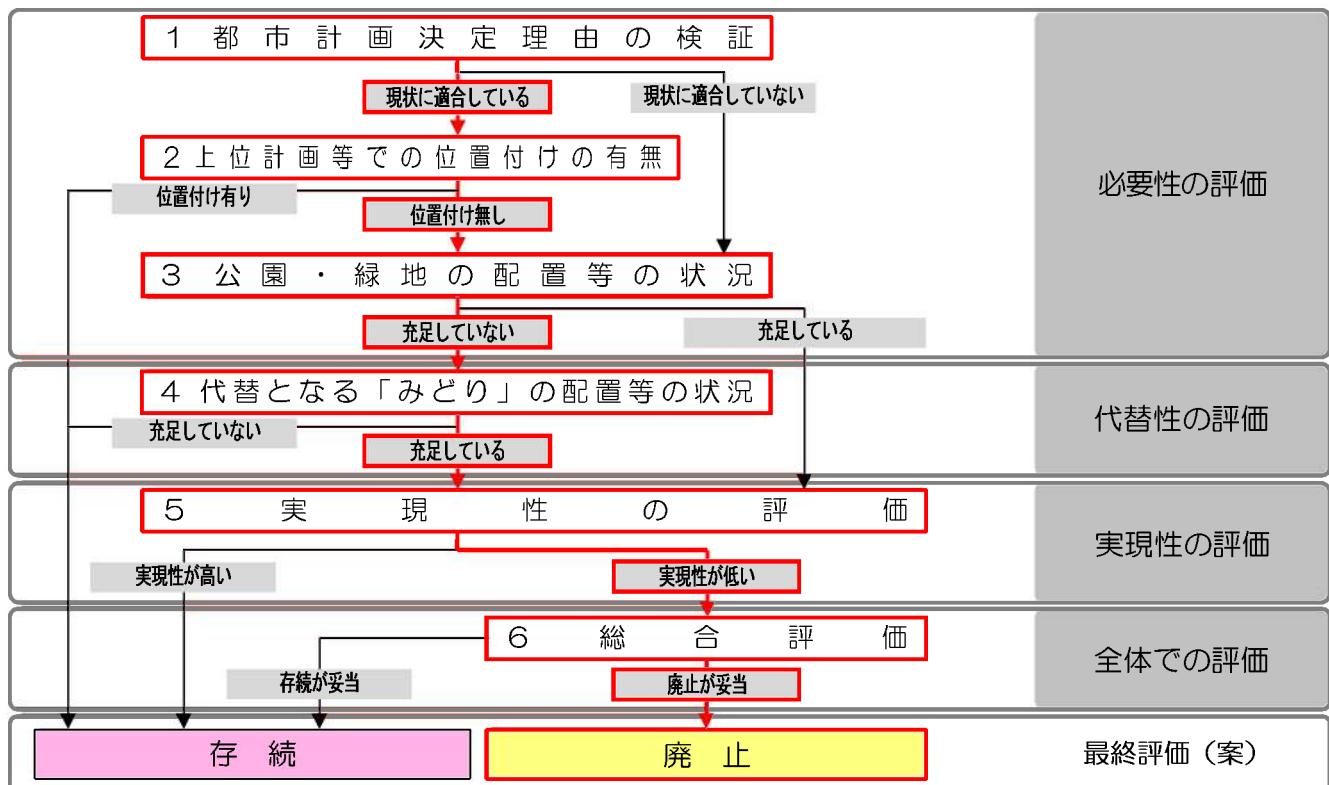
※[ ]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し（案）	区域の一部廃止 (2.23ha⇒0.63ha)
評価内容	未着手区域における住宅地や業務ビルの買収や中京中学校の移転は困難と推定されること、広域避難場所として二条城と近接していることから、未着手区域は廃止とする。

# 伏見公園の見直し方針

## 1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は17伏見-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（隣接する道路の建設に伴うもの）は、現在も意義はある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の有無	充足していない	<p>&lt;公園・緑地の配置&gt; 本公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアではなく、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。</p> <p>&lt;公園・緑地の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積=4.37 m<sup>2</sup>/人≤5 m<sup>2</sup>/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：3.13ha（近隣公園 2.3ha, 街区公園 0.83ha）÷誘致圏の人口：7,162 人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p>&lt;「みどり」の配置&gt; 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宇治川（環境保全、景観形成、防災）</li> <li>桃陵中学校・伏見南浜小学校（防災）</li> <li>ちびっこひろば（レクリエーション）</li> </ul> <p>&lt;「みどり」の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積=23.46 m<sup>2</sup>/人≥5 m<sup>2</sup>/人 ※代替となる「みどり」の面積：16.80ha（上記公園・緑地、宇治川 13.05ha, 桃陵中学校（開園済扱いのグラウンド除く）0.48ha, 伏見南浜小学校 0.07ha, ちびっこひろば 0.07ha）÷誘致圏の人口：7,162 人</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	<p>&lt;地域コミュニティの存続への影響&gt; 地域コミュニティの存続への影響はない。</p> <p>&lt;買収対象となる建築物の立地状況&gt; 買収対象はない。</p> <p>&lt;関連事業の状況&gt; 関連事業はない。</p> <p>&lt;早期に整備効果が見込めるか&gt; 市道の廃止となると、代替路の確保等により事業の長期化が推定される。</p> <p>市道の廃止が必要であり、代替路の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	未着手部分は市道であり、また、開園部において広域避難場所としての機能があることから、計画区域から削除しても問題はない。

※[ ] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



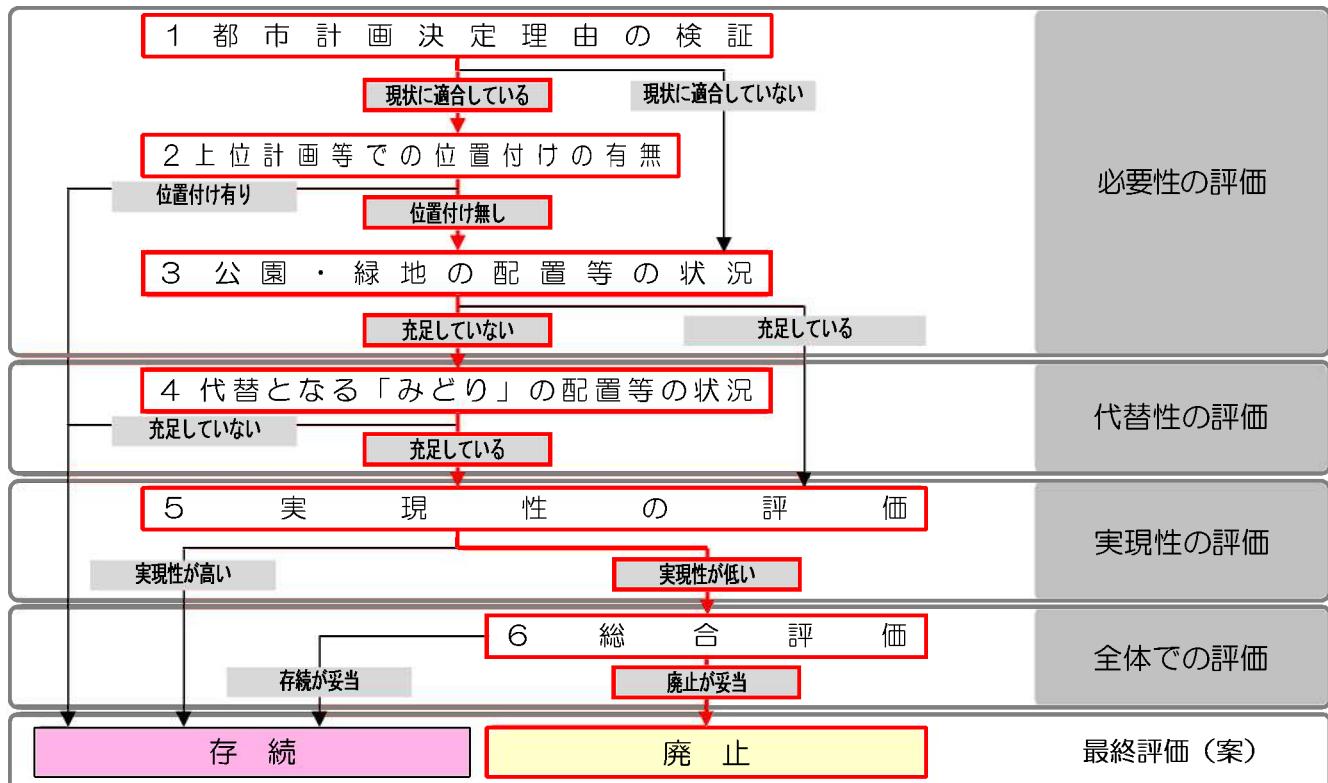
見直し（案）	区域の一部廃止 (2.5 ha→2.3ha)
評価内容	未着手区域における市道を廃止することは困難と推定されること、開園部にて広域避難場所としての機能があることから、未着手区域は廃止とする。

# 深草西浦南公園の見直し方針

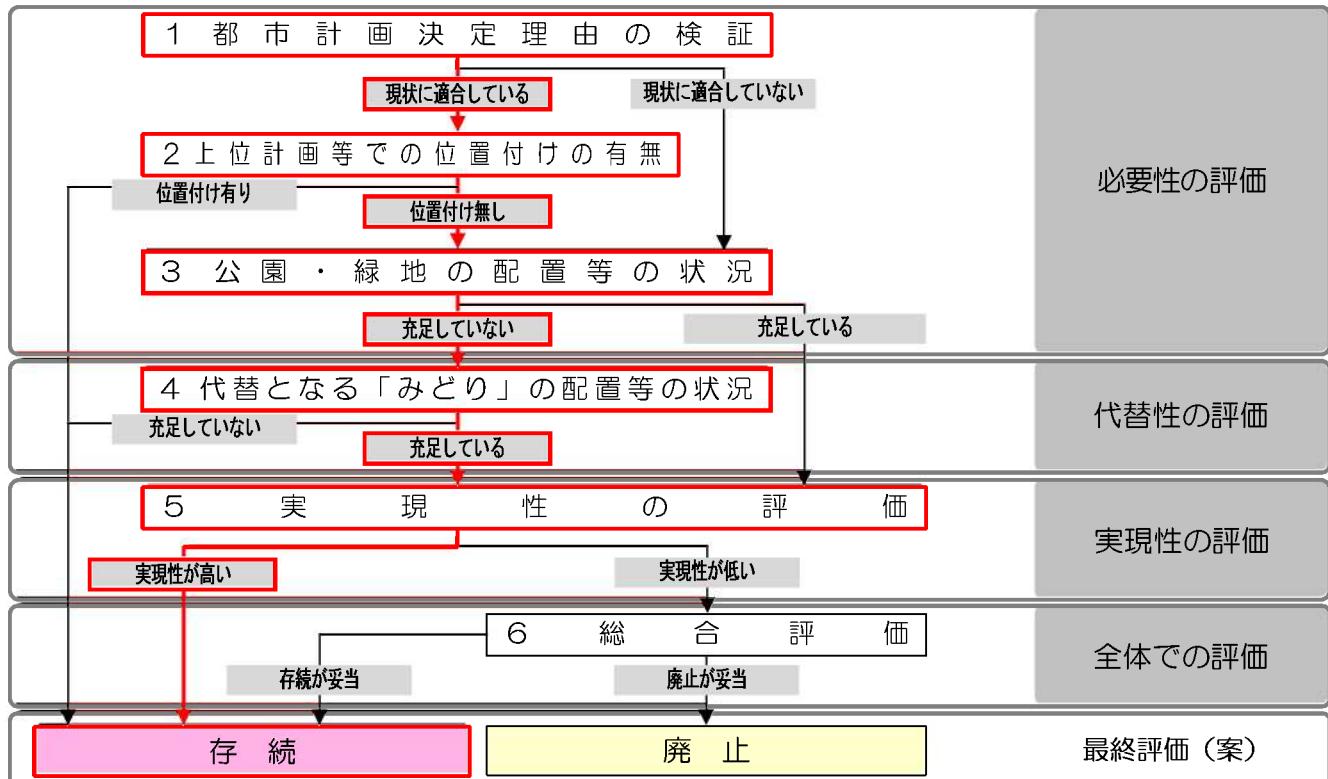
## 1. 見直し（案）

未着手区域のうち、建築物立地部分（0.1ha）と空地部分（0.05ha）では、実現性の評価に違いがあり、区域を分割して評価を行うことから、それぞれについて見直し検討手順を記載している。

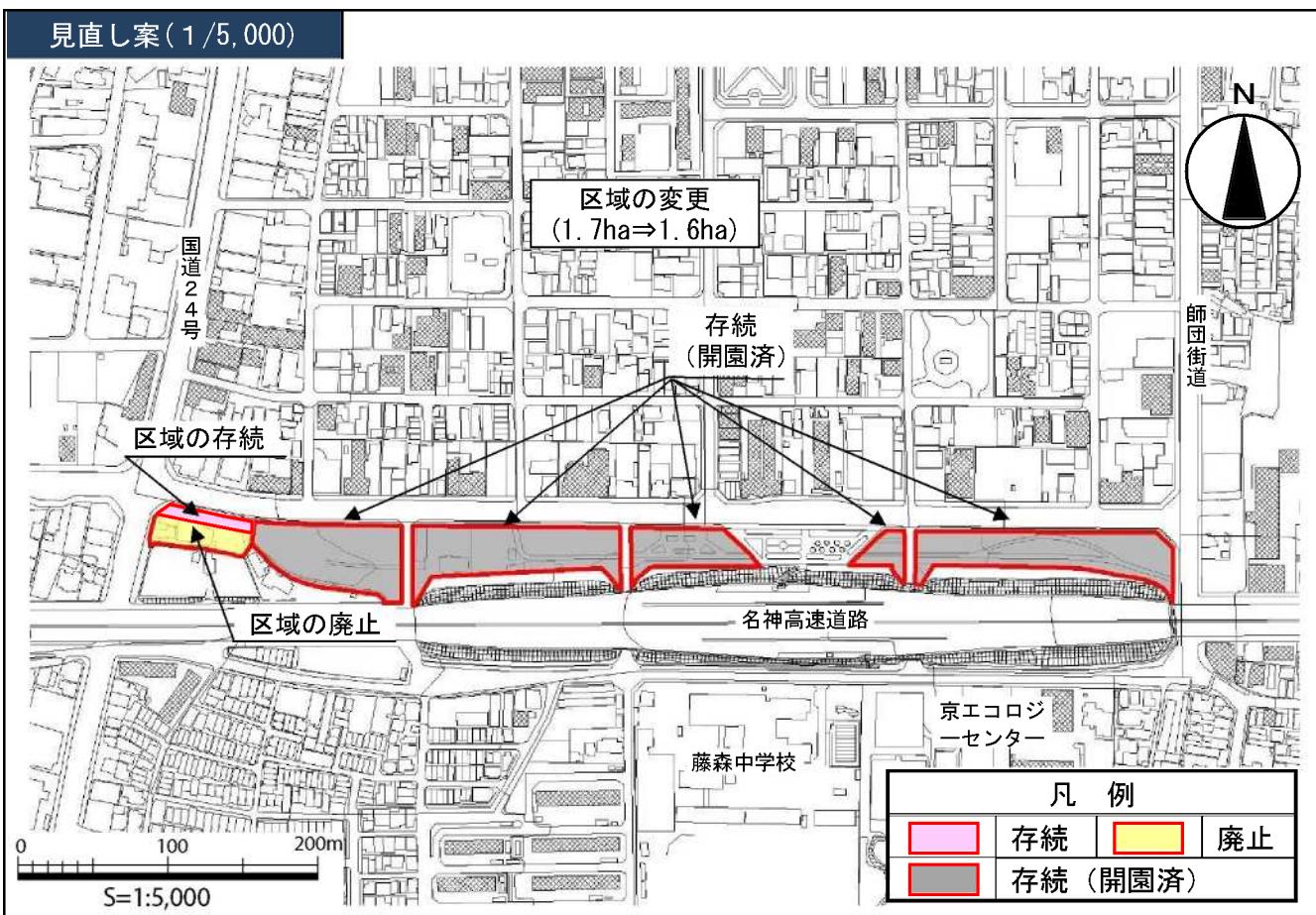
### （1）建築物立地部分（0.1ha）



### （2）空地部分（0.05ha）



※詳細の評価内容は18深草西浦南-2及び3頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照  
公園・緑地 18深草西浦南-1



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（地区住民の公園需要度が増大）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けは無い。
3 公園・緑地の配置等の有無	充足していない	<p>&lt;公園・緑地の配置&gt;</p> <p>竹田公園（近隣公園）の誘致圏域と一部重複するが、他の近隣公園の誘致圏域から離れているため、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。</p> <p>&lt;公園・緑地の面積&gt;</p> <p>誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積 = <math>2.63 \text{ m}^2/\text{人} \leq 5 \text{ m}^2/\text{人}</math>          ※誘致圏の公園・緑地面積 : 2.71ha (近隣公園 1.5ha, 街区公園 1.21ha) ÷ 誘致圏の人口 : 10,308 人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p>&lt;「みどり」の配置&gt;</p> <p>計画区域の大部分が開園済であり、誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・藤森中学校（防災）</li> <li>・京エコロジーセンター（環境保全、防災）</li> <li>・ちびっこひろば（レクリエーション）</li> </ul> <p>&lt;「みどり」の面積&gt;</p> <p>誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積 = <math>5.49 \text{ m}^2/\text{人} \geq 5 \text{ m}^2/\text{人}</math>          ※代替となる「みどり」の面積 : 5.66ha (上記公園・緑地, 藤森中学校 2.17ha, 京エコロジーセンター 0.73ha, ちびっこひろば 0.05ha) ÷ 誘致圏の人口 : 10,308 人</p>

未着手区域のうち、建築物立地部分（0.1ha）と空地部分（0.05ha）では、実現性の評価に違いがあることから、これ以降はそれぞれの区域に分割して評価行う。

### (1) 建築物立地部分 (0.1ha)

5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 建築物数棟
		<関連事業の状況> 関連事業はない。
		<早期に整備効果が見込めるか> 工場、倉庫等の買収となると、権利者の合意形成が必要となり、事業の長期化が推定される。
		工場、倉庫等は買収が必要であり、権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	広域避難場所として京都教育大学付属高校が近接しており、計画区域の大部分が開園済であることから、計画区域から未着手区域を削除しても防災上の問題はない。

### (2) 空地部分 (0.05ha)

5 実現性の評価	実現性が高い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物はない。
		<関連事業の状況> 関連事業はない。
		<早期に整備効果が見込めるか> 西浦地区土地区画整理事業により用地確保がされており、整備可能である。
		空地部分は買収対象となる建築物も無く、用地確保もされていることから、実現性が高いと判断する。
6 総合評価	一	一

※[ ]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



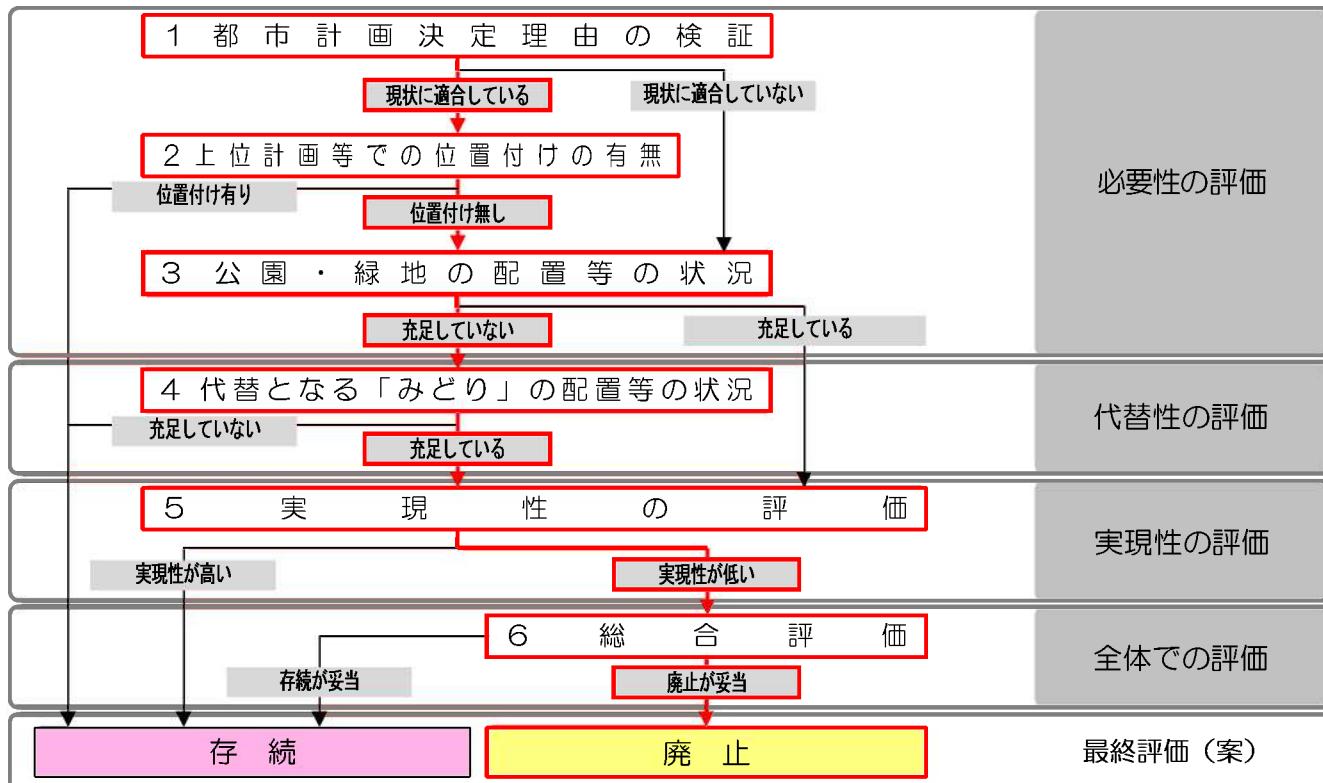
見直し(案)	区域の一部廃止 (1.7ha⇒1.6ha)
変更内容	計画区域の大部分が開園済であり、建築物の移転は困難と推定されことから、現在未着手となっている区域のうち空地部分（0.05ha）を除いた建築物立地部分（0.1ha）の廃止が妥当であると判断する。

# 竹田公園の見直し方針

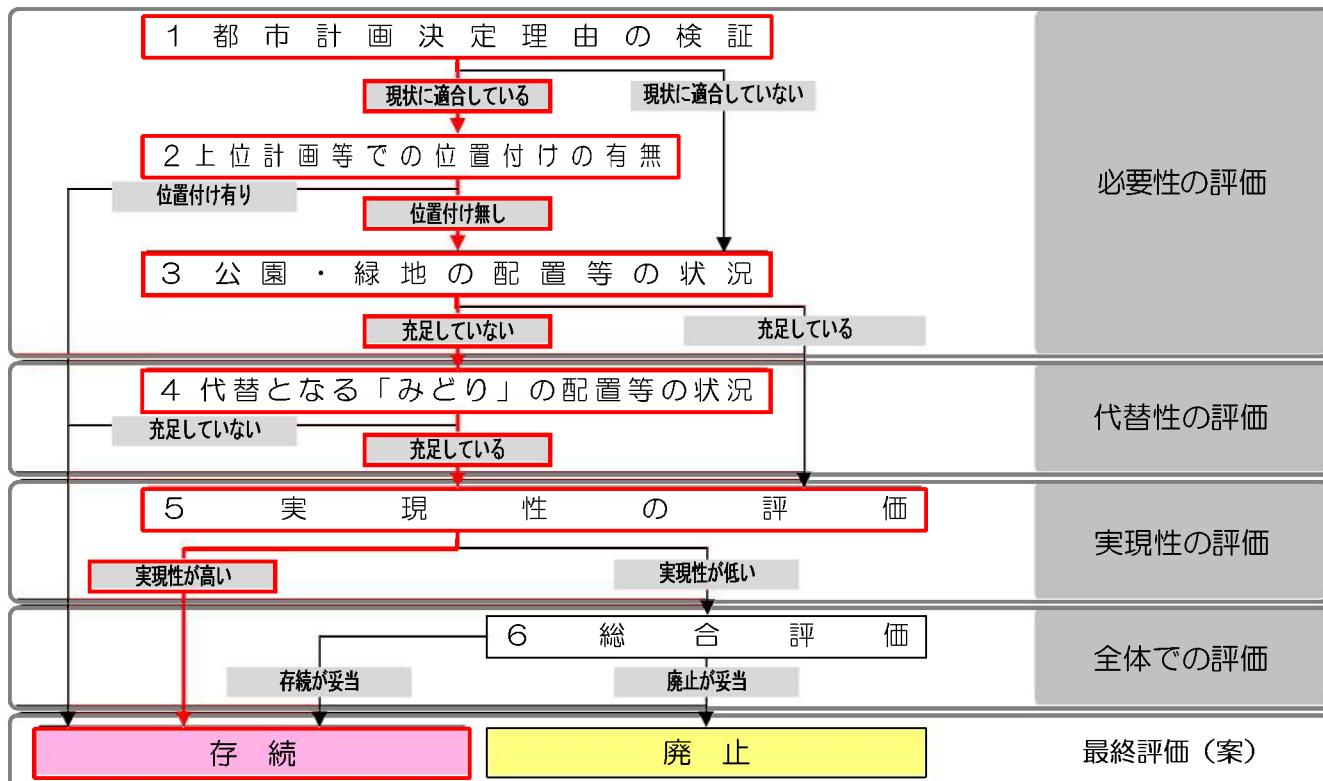
## 1. 見直し（案）

未着手区域のうち、鉄塔部分（0.1ha）と撤去自転車等保管所部分（0.3ha）では、実現性の評価に違いがあり、区域を分割して評価を行うことから、それについて見直し検討手順を記載している。

### （1）鉄塔部分（0.1ha）



### （2）撤去自転車等保管所部分（0.3ha）



※詳細の評価内容は19竹田-2及び3頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照  
公園・緑地 19竹田-1

見直し（案）(1/2,500)



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（南部地域は近年開発が著しく進み、人口も急増しているが都市施設面で立ち遅れているため、都市計画公園を決定する）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p>＜公園・緑地の配置＞ 深草西浦南公園（近隣公園）の誘致圏域と一部重複するが、他の近隣公園の誘致圏域から離れているため、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。</p> <p>＜公園・緑地の面積＞ 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝<math>8.09 \text{ m}^2/\text{人} \geq 5 \text{ m}^2/\text{人}</math> ※誘致圏の公園・緑地面積：2.40ha（近隣公園 2.1ha、街区公園 0.30ha）÷誘致圏の人口：2,966 人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p>＜「みどり」の配置＞ 計画区域の大部分が開園済であり、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・鴨川（環境保全、景観形成、レクリエーション、防災）</p> <p>＜「みどり」の面積＞ 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝<math>40.29 \text{ m}^2/\text{人} \geq 5 \text{ m}^2/\text{人}</math> ※代替となる「みどり」の面積：11.95ha（上記公園・緑地、鴨川 9.55ha）÷誘致圏の人口：2,966 人</p>

未着手区域のうち、鉄塔部分（0.1ha）と撤去自転車等保管所部分（0.3ha）では、実現性の評価に違いがあることから、これ以降はそれぞれの区域に分割して評価を行う。

### (1) 鉄塔部分 (0.1ha)

5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 鉄塔2基
		<関連事業の状況> 関連事業はない。
		<早期に整備効果が見込めるか> 鉄塔の買収となると、権利者の合意形成等により事業の長期化が推定される。 鉄塔部分は買収が必要であり、権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	広域避難場所として京都府警察学校グラウンド・龍谷大学構内が近接しており、計画区域の大部分が開園済であることから、計画区域から鉄塔部分を削除しても防災上の問題はない。

### (2) 撤去自転車等保管所部分 (0.3ha)

5 実現性の評価	実現性が高い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物はない。
		<関連事業の状況> 関連事業はない。
		<早期に整備効果が見込めるか> 撤去自転車等保管所は市有地である。 撤去自転車等保管所部分は市有地であり、移転対象となる建築物も無いことから、実現性が高いと判断する。
6 総合評価	—	—

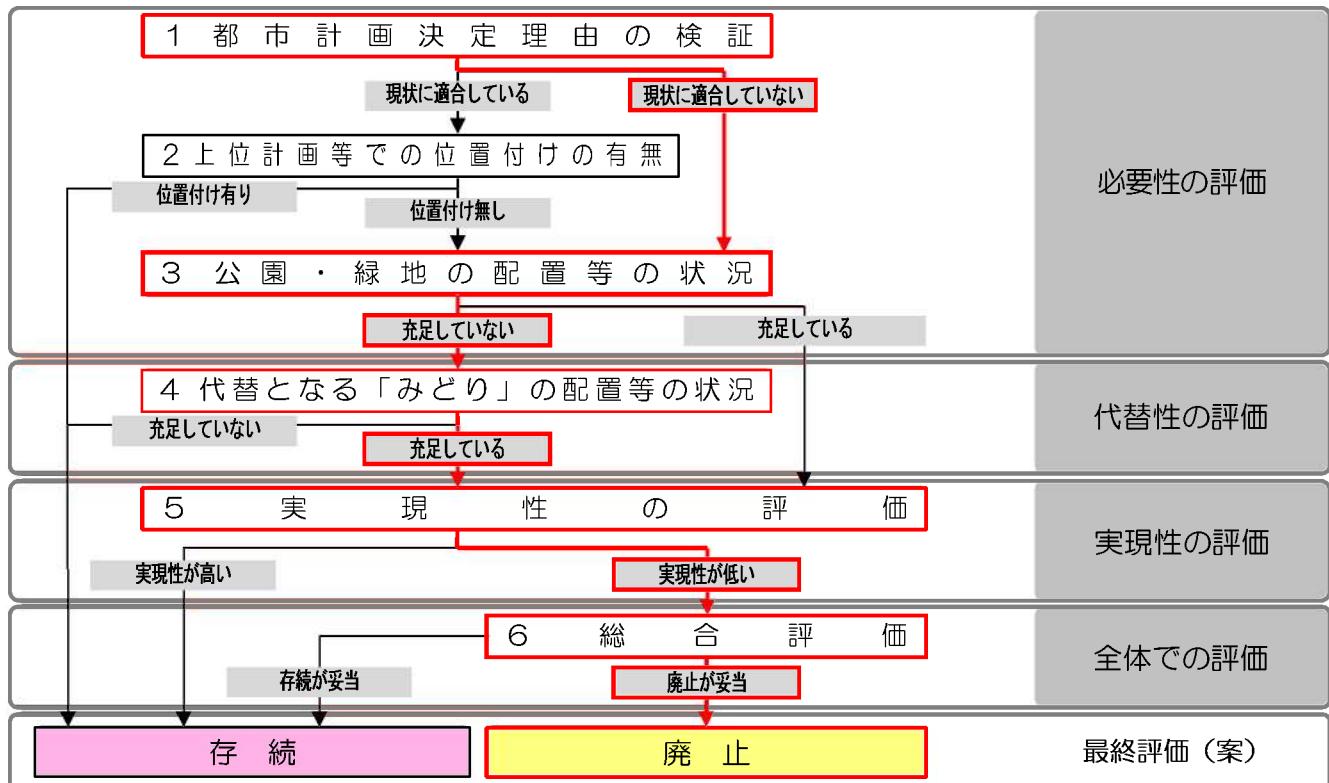
※[ ] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



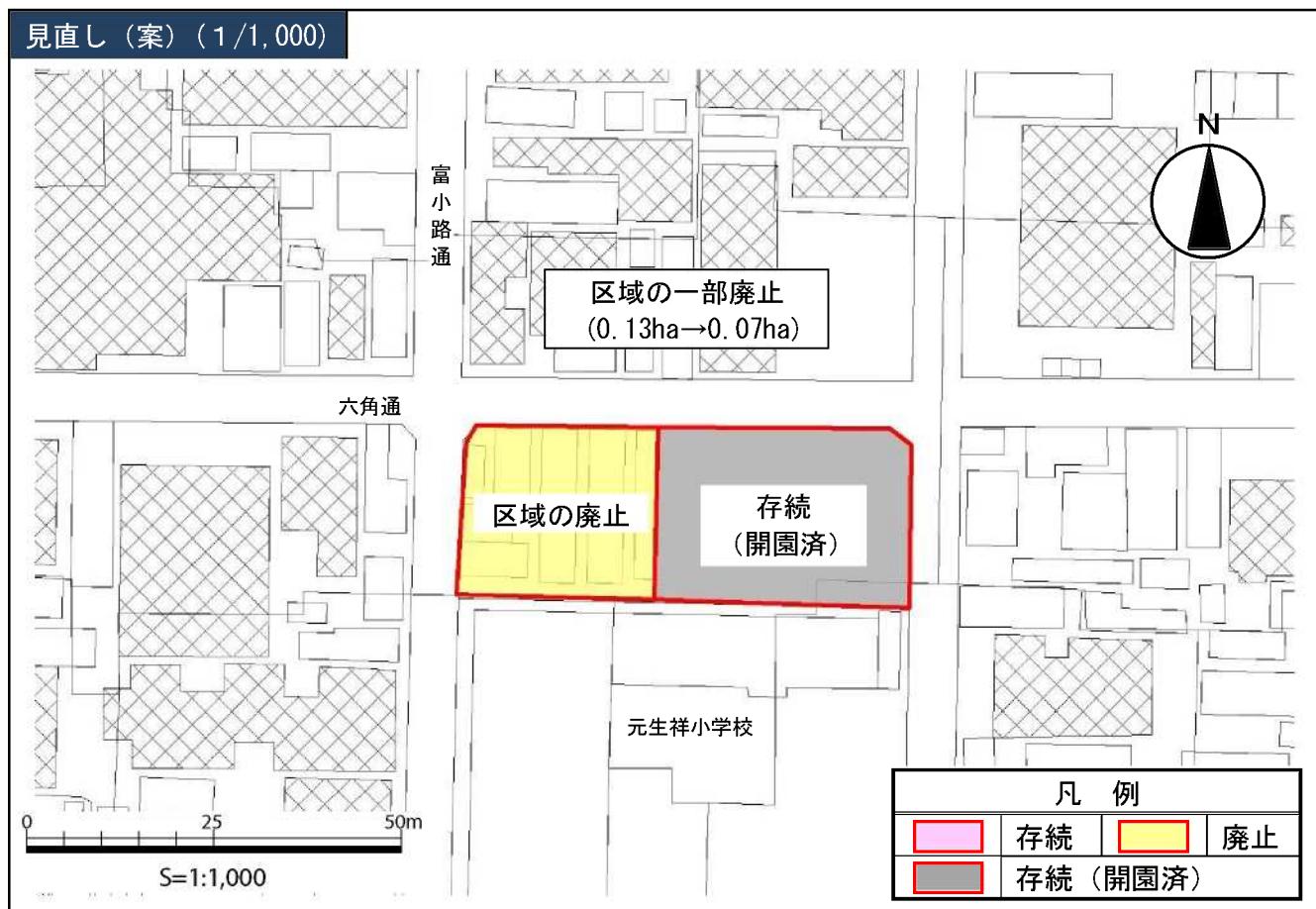
見直し（案）	区域の一部廃止 (2.5ha⇒2.4ha)
評価内容	計画区域の大部分が開園済であり、鉄塔用地の買収は困難と推定されることから、未着手区域のうち撤去自転車等保管所部分（0.3ha）を除いた鉄塔部分（0.1ha）を廃止とする。

# 生祥児童公園の見直し方針

## 1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は 20 生祥児童-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（戦時中実施された疎開空地を確保して児童公園を設置し、公園都市としての合理的な発展に備えようとする）は現在意義を失っている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付けなし	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p>＜公園・緑地の配置＞ 新京極六角公園及び御射山公園、新京極公園（街区公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、配置に偏りがあるため、街区公園の適正配置の観点からは充足していない。</p> <p>＜公園・緑地の面積＞ 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝<math>1.82 \text{ m}^2/\text{人} \leq 5 \text{ m}^2/\text{人}</math> ※誘致圏の公園・緑地面積：0.54ha（街区公園 0.54ha）÷誘致圏の人口：2,966 人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p>＜「みどり」の配置＞ 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>元生祥小学校・高倉小学校・洛風中学校（防災）</li> <li>天性寺（環境保全、景観形成、防災）</li> </ul> <p>＜「みどり」の面積＞ 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝<math>5.02 \text{ m}^2/\text{人} \geq 5 \text{ m}^2/\text{人}</math> ※代替となる「みどり」の面積：1.49ha（上記公園・緑地、元生祥小学校 0.21ha、高倉小学校 0.33ha、洛風中学校 0.21ha、天性寺 0.20ha）÷誘致圏の人口：2,966 人</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	<p>＜地域コミュニティの存続への影響＞ 地域コミュニティの存続への影響はない。</p> <p>＜買収対象となる建築物の立地状況＞ 買収対象となる建築物はない。</p> <p>＜関連事業の状況＞ 関連事業はない。</p> <p>＜早期に整備効果が見込めるか＞ 駐輪場の移転となると、代替地の確保等、事業の長期化が推定される。 用地買収は必要ないものの、駐輪場の移転となると代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	避難所として元生祥小学校が隣接しており、防災上の問題はない。

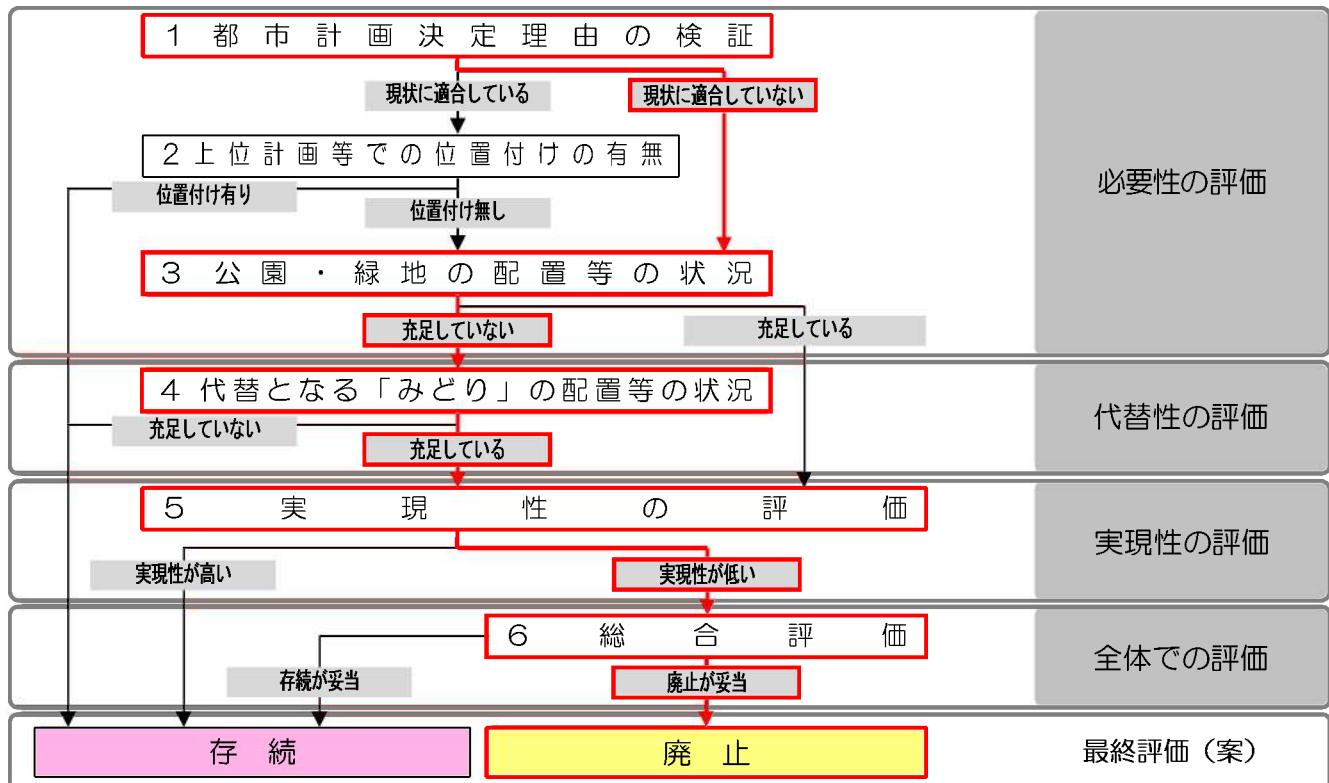
※[ ] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



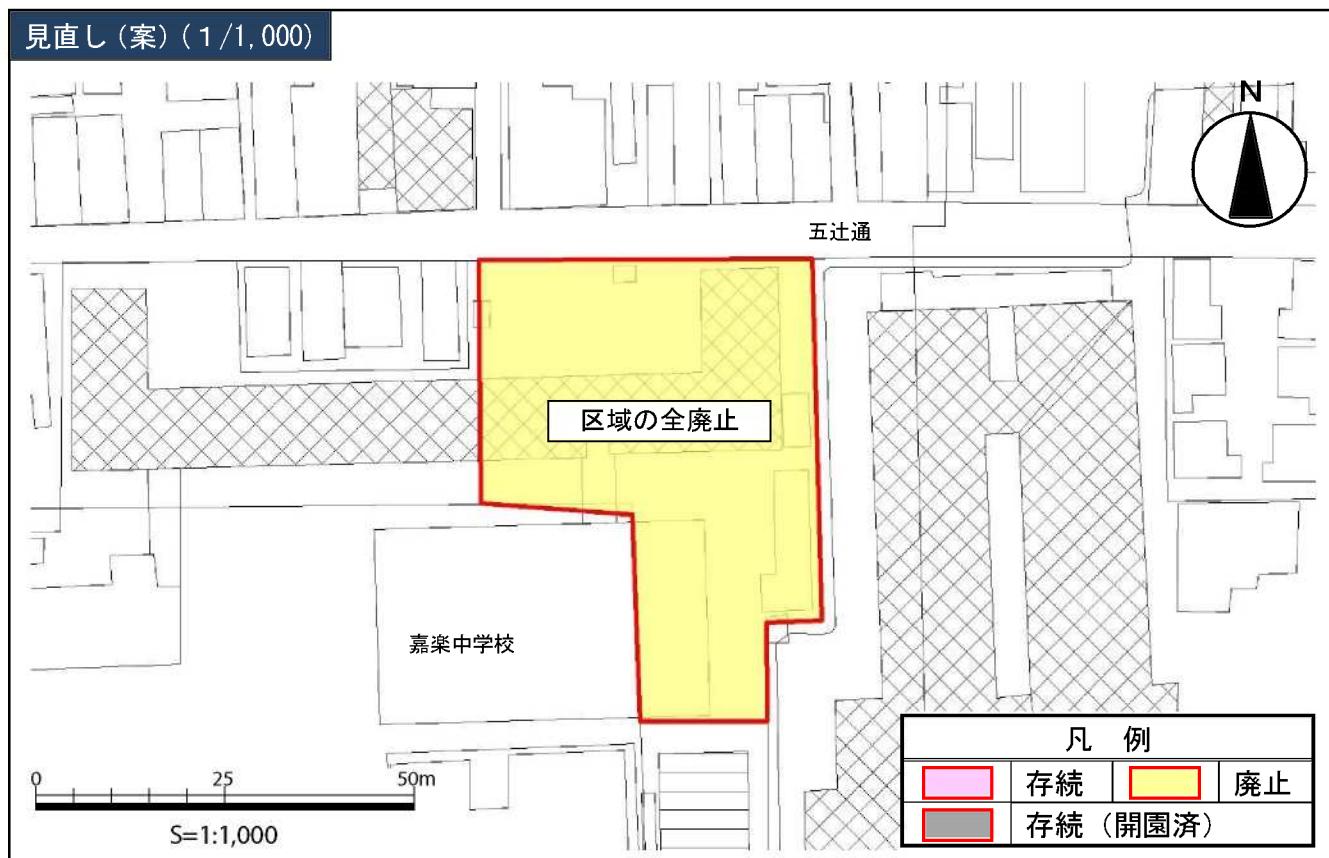
見直し（案）	区域の一部廃止 (0.13ha⇒0.07ha)
評価内容	未着手区域における駐輪場の移転となると代替地の確保等困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。

# 五辻児童公園の見直し方針

## 1. 見直し（案）



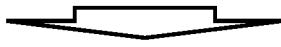
※詳細の評価内容は 21 五辻児童-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（戦時中実施された疎開空地を確保して児童公園を設置し、公園都市としての合理的な発展に備えようとする）は現在意義を失っている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付けなし	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p>&lt;公園・緑地の配置&gt;</p> <p>船岡山公園（地区公園）及び桜井公園、橘公園（街区公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の街区公園の誘致圏域から離れているため、街区公園の適正配置の観点からは充足していない。</p> <p>&lt;公園・緑地の面積&gt;</p> <p>誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積=0.26 m<sup>2</sup>/人≤5 m<sup>2</sup>/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.09ha（街区公園 0.09ha）÷誘致圏の人口：3,469人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p>&lt;「みどり」の配置&gt;</p> <p>見直し対象区域は全域未着手であるが嘉楽中学校の敷地内となっている。また、誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・般舟院陵・本隆寺・上善寺・首途八幡宮（環境保全、景観形成、防災）</li> <li>・嘉楽中学校（防災）</li> <li>・ちびっこひろば（レクリエーション）</li> </ul> <p>&lt;「みどり」の面積&gt;</p> <p>誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積=5.13 m<sup>2</sup>/人≥5 m<sup>2</sup>/人 ※代替となる「みどり」の面積：1.78ha（上記公園・緑地、般舟院陵 0.21ha、嘉楽中学校 0.70ha、本隆寺 0.62ha、上善寺 0.11ha、首途八幡宮 0.05ha）÷誘致圏の人口：3,469人</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	<p>&lt;地域コミュニティの存続への影響&gt;</p> <p>地域コミュニティの存続に影響はない。</p> <p>&lt;買収対象となる建築物の立地状況&gt;</p> <p>嘉楽中学校の校舎（4F）及び体育館</p> <p>&lt;関連事業の状況&gt;</p> <p>関連事業はない。</p> <p>&lt;早期に整備効果が見込めるか&gt;</p> <p>嘉楽中学校の移転となると、代替地の確保等により事業の長期化が推定される。</p> <p>用地買収は必要無いものの、嘉楽中学校の移転となると、代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	見直し対象区域を含む嘉楽中学校は市有地であり他の土地利用が行われる可能性も低いことから、計画区域から削除しても問題はない。

※[ ]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。

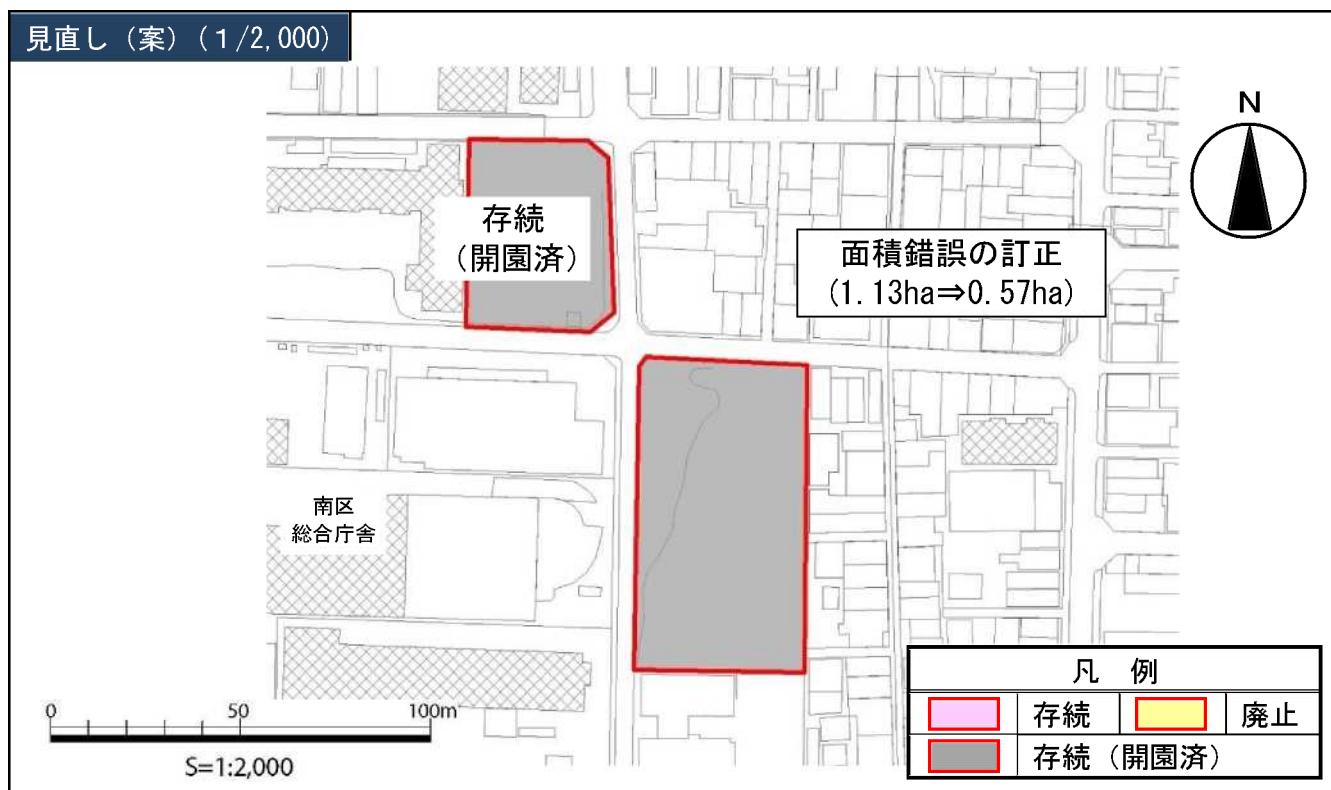


見直し（案）	区域の全面廃止 (0.218ha⇒0ha)
評価内容	未着手区域における嘉楽中学校の移転となると代替地の確保等困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。

# 西九条児童公園の見直し方針

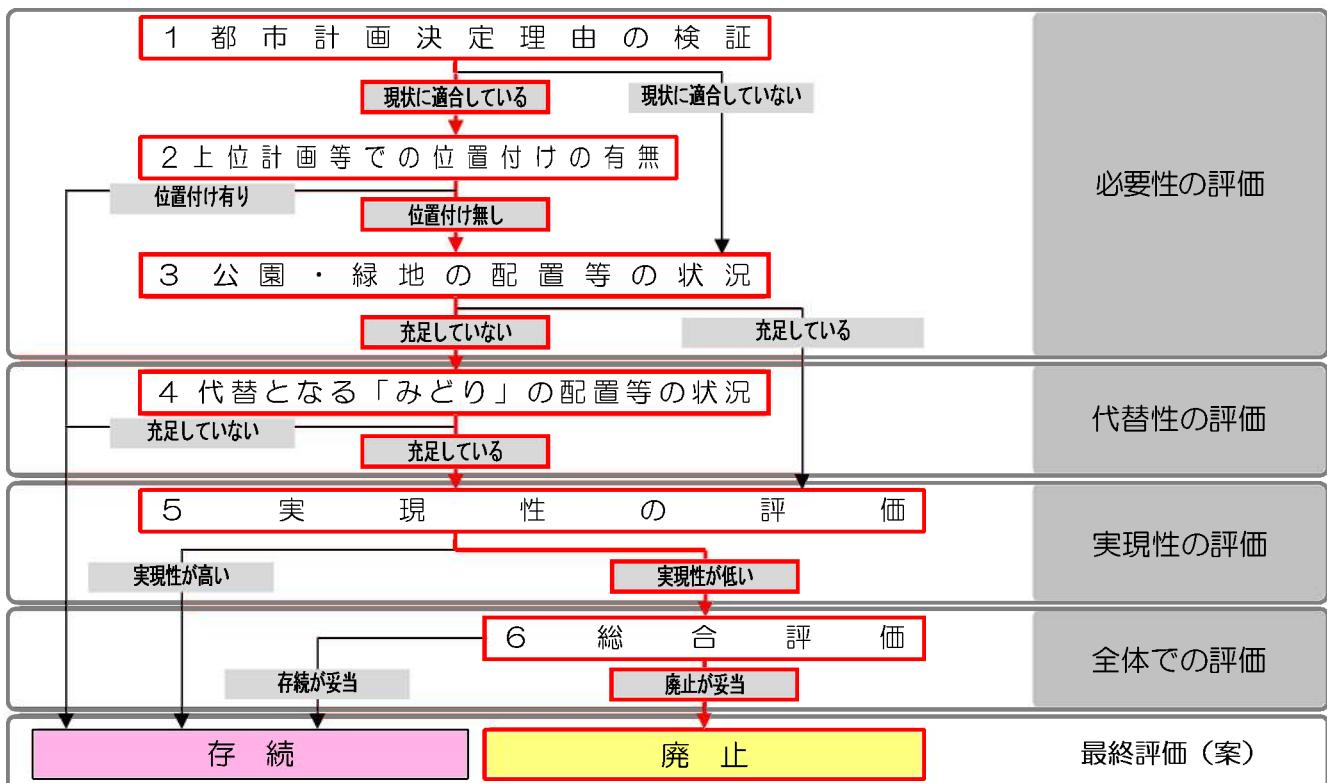
## 1. 見直し（案）

計画面積 1.13ha が開園面積（実態）0.57ha と整合していないため、計画面積を 0.57ha に訂正する必要がある（区域は訂正なし）。



# 三条東児童公園の見直し方針

## 1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は23三条東児童-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（一団地の住宅経営により居住環境の改良を図ろうとするに当り、公園については本案のように若竹児童公園を廃止し、三条東児童公園を新たに設置する）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p>&lt;公園・緑地の配置&gt; 粟田坊町公園（街区公園）及び大和大路新門町付近（街路広場）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、配置に偏りがあることから、街区公園の適正配置の観点において充足していない。</p> <p>&lt;公園・緑地の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積=0.34 m<sup>2</sup>/人≤5 m<sup>2</sup>/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.092ha（街区公園 0.092ha）÷誘致圏の人口：2,699人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p>&lt;「みどり」の配置&gt; 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地・白川（環境保全、景観形成、防災）</li> <li>・大將軍神社・園光寺（環境保全、景観形成、防災）</li> <li>・元有済小学校（防災）</li> </ul> <p>&lt;「みどり」の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積=6.16 m<sup>2</sup>/人≥5 m<sup>2</sup>/人 ※代替となる「みどり」の面積：1.662ha（上記公園・緑地、大將軍神社 0.26ha、園光寺 0.07ha、緑地 0.05ha、元有済小学校 0.34ha、白川 0.27ha、三条保育所 0.15ha、本山要法寺 0.43ha、）÷誘致圏の人口：2,699人</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	<p>&lt;地域コミュニティの存続への影響&gt; 未着手部分は市営住宅 12号棟(10F), 5号棟(5F)であり、移転となると、地域コミュニティの存続への影響がある。</p> <p>&lt;買収対象となる建築物の立地状況&gt; 市営住宅2棟</p> <p>&lt;関連事業の状況&gt; 関連事業はない。</p> <p>&lt;早期に整備効果が見込めるか&gt; 市営住宅等の移転となると、代替地の確保等、事業の長期化が推定される。</p> <p>用地買収は必要無いものの、市営住宅等の移転となると代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	広域避難場所として円山公園が近接しており、防災上の問題はない。

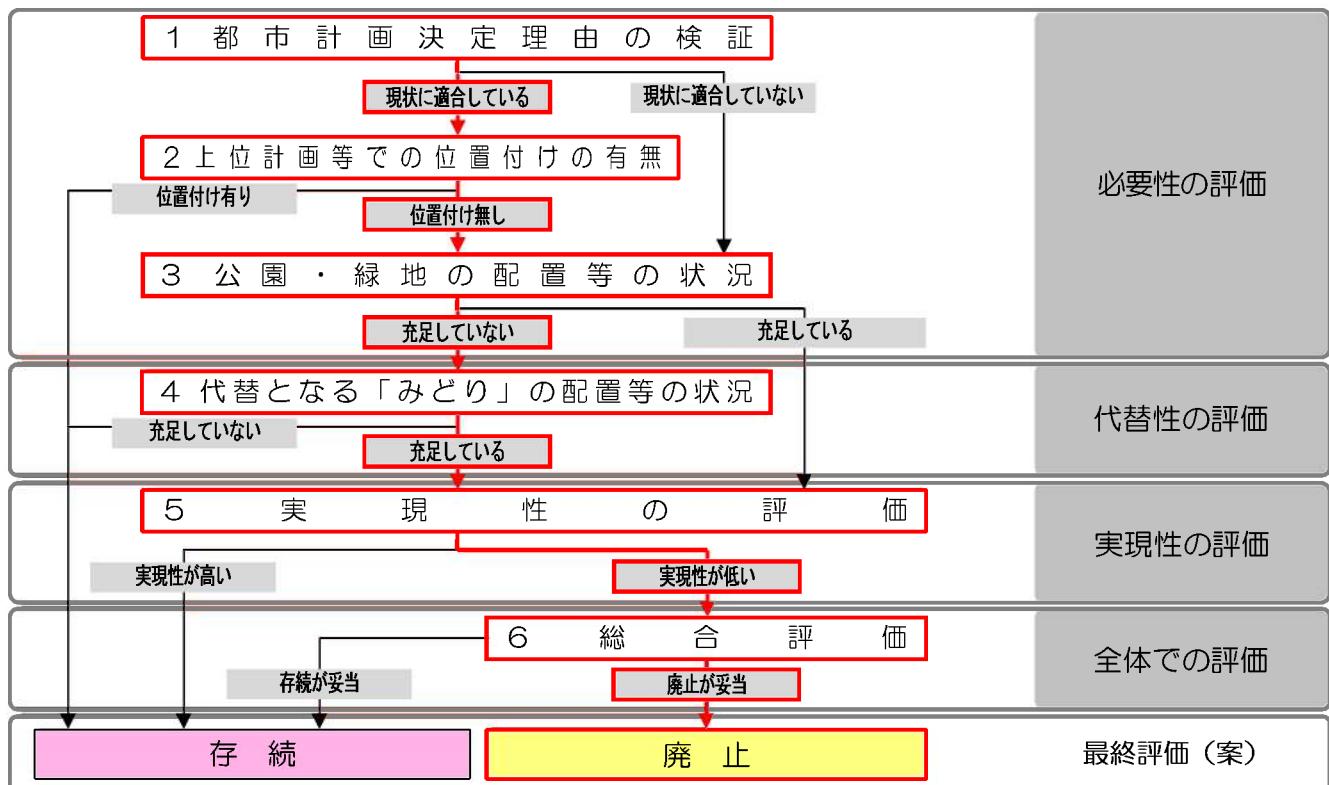
※[ ]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



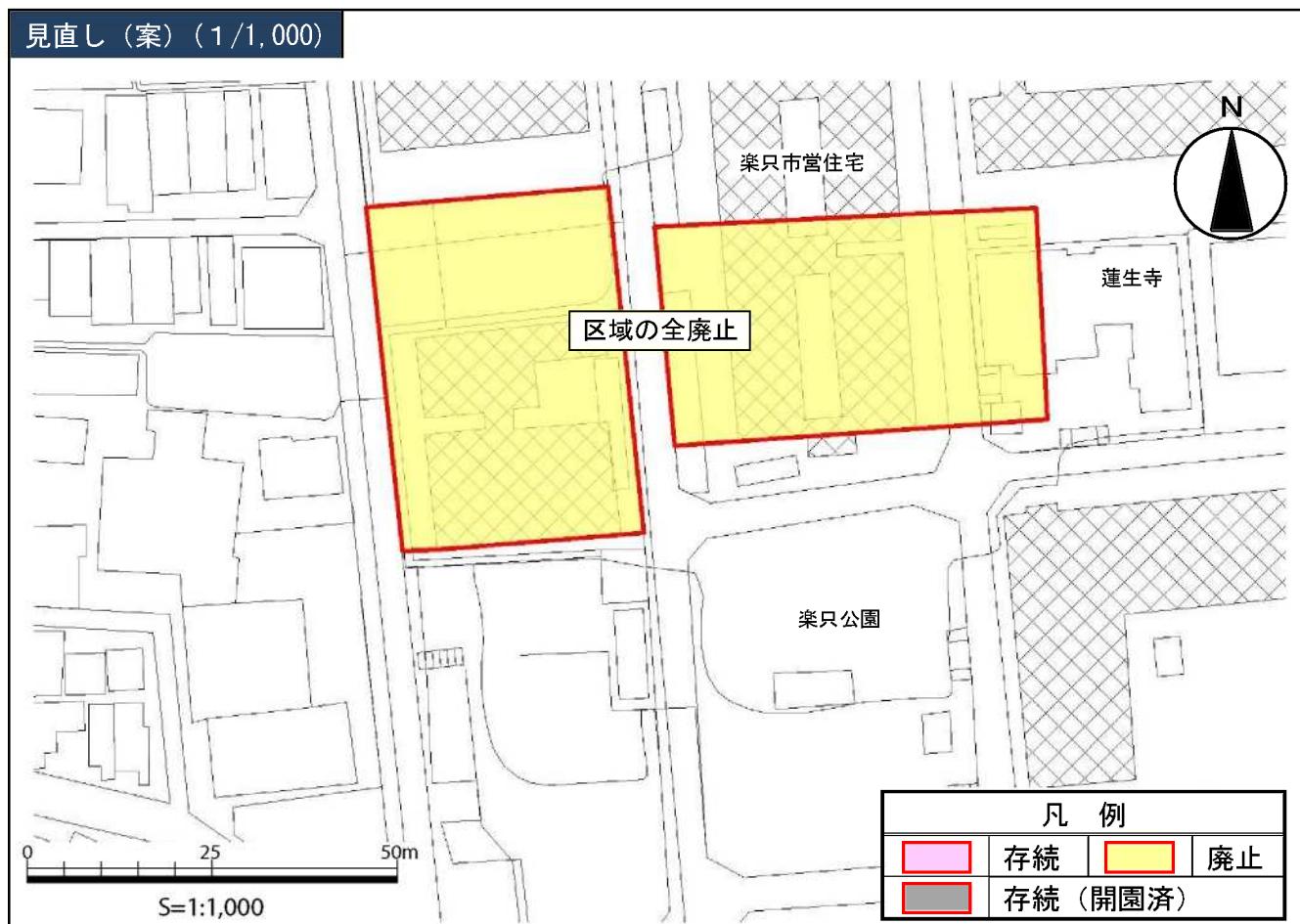
見直し（案）	区域の一部廃止 (0.17ha⇒0.09ha)
評価内容	開園済部分で街区公園として利用可能であり、未着手区域における市営住宅の移転となると代替地の確保等困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。

# 楽只児童公園の見直し方針

## 1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は24 楽只児童-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（近隣地の状況の推移に伴うもの）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p>＜公園・緑地の配置＞ 隣接する既設の楽只公園及び楽只東公園（街区公園）が本公園の誘致圏域をほぼカバーしているが、全体の配置に偏りがあるため、街区公園の適正配置の観点において充足していない。</p> <p>＜公園・緑地の面積＞ 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積=1.82 m<sup>2</sup>/人≤5m<sup>2</sup>/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.35ha（街区公園 0.35ha）÷誘致圏の人口：1,918人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p>＜「みどり」の配置＞ 楽只公園及び楽只東公園（街区公園）が誘致圏域をほぼカバーしており、誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・佛教大学、府立盲学校（防災）</p> <p>＜「みどり」の面積＞ 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積=8.19 m<sup>2</sup>/人≥5m<sup>2</sup>/人 ※代替となる「みどり」の面積：1.57ha（上記公園・緑地、佛教大学 0.89ha、府立盲学校 0.33ha）÷誘致圏の人口：1,918人</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	<p>＜地域コミュニティの存続への影響＞ 未着手部分に市営住宅 12 号棟（5F）があり、移転となると地域コミュニティの存続への影響がある。</p> <p>＜買収対象となる建築物の立地状況＞ 寺院、市営住宅、学校施設</p> <p>＜関連事業の状況＞ 関連事業はない。</p> <p>＜早期に整備効果が見込めるか＞ 寺院の買収及び市営住宅 12 号棟（5F）、京都市北総合支援学校楽只サテライト施設の移転となると、権利者の合意形成及び代替地の確保等、事業の長期化が推定される。</p> <p>寺院の買収及び市営住宅 12 号棟（5F）、京都市北総合支援学校楽只サテライト施設の移転が必要であり、既存コミュニティへの影響や、権利者の合意形成及び代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	広域避難場所として金閣寺境内が近接しており、佛教大学等も隣接していることから、防災上の問題はない。

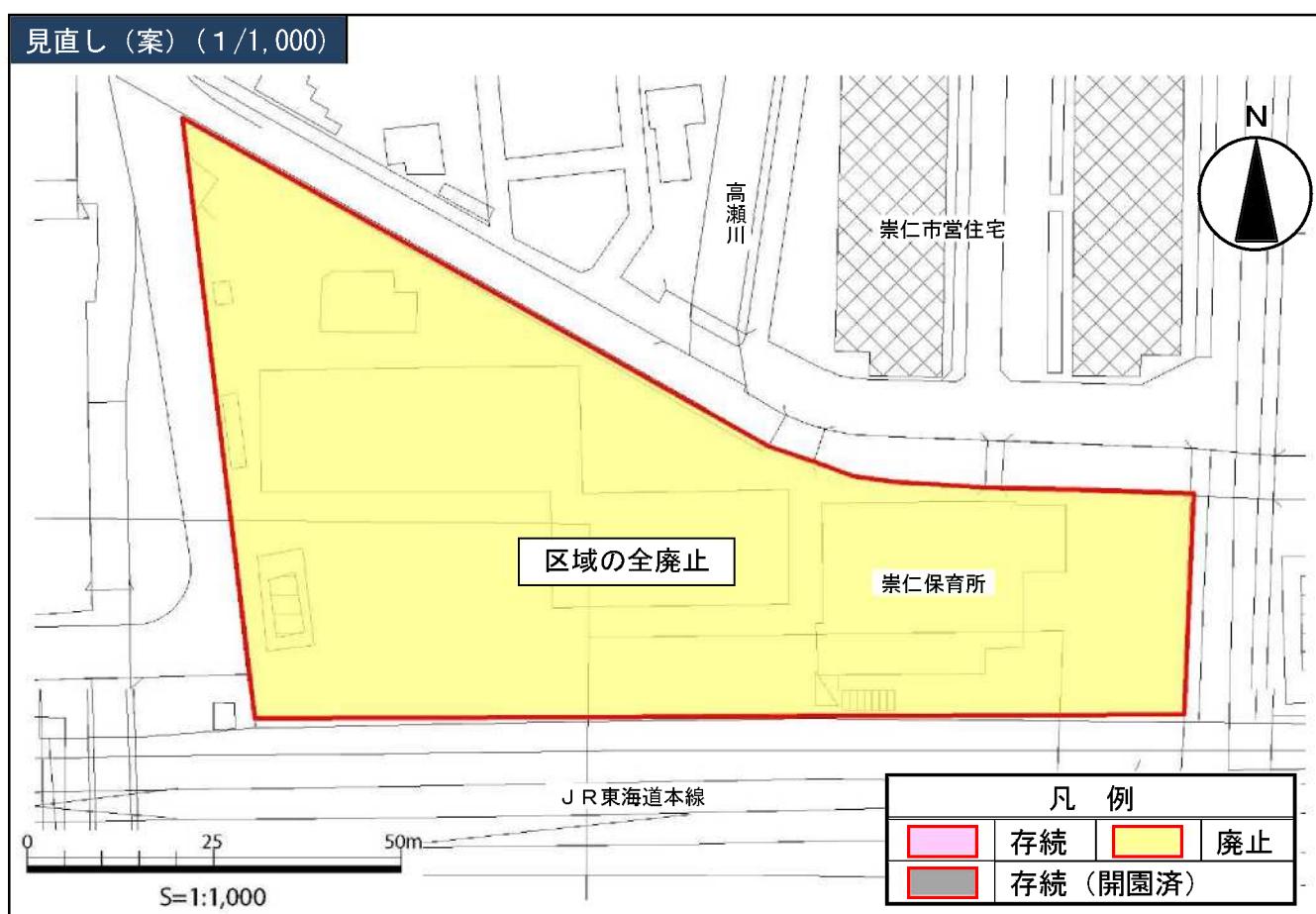
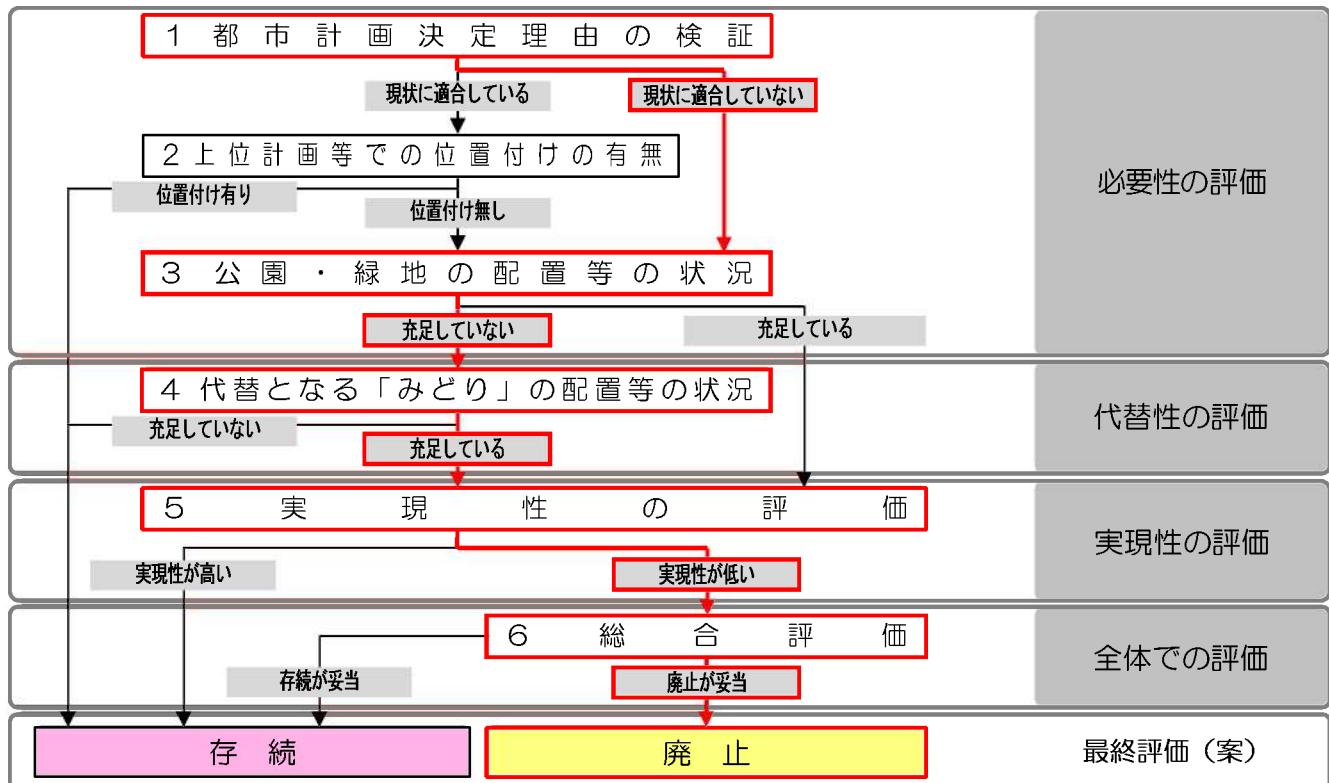
※[ ] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し（案）	区域の全面廃止 (0.314ha⇒0ha)
評価内容	隣接して都市公園が開設済であり、未着手区域における寺院の買収及び市営住宅 12 号棟（5F）、京都市北総合支援学校楽只サテライト施設の移転は困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。

# 崇仁児童公園の見直し方針

## 1. 見直し（案）



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（疎開跡地を利用し本案のように児童を対象とした公園施設を造成）は現在意義を失っている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p>&lt;公園・緑地の配置&gt; 既存の崇仁公園及び屋形町公園、宮の内公園、皆山公園、北岩本公園（街区公園）が誘致圏域をほぼカバーしており、街区公園の適正配置の観点において充足している。</p> <p>&lt;公園・緑地の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積=2.93 m<sup>2</sup>/人≤5m<sup>2</sup>/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.35ha（街区公園 0.35ha）÷誘致圏の人口：1,194人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p>&lt;「みどり」の配置&gt; 既存の崇仁公園及び屋形町公園、宮の内公園、皆山公園、北岩本公園（街区公園）が誘致圏域をほぼカバーしており、誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鴨川・高瀬川（環境保全、景観形成、防災）</li> <li>・元崇仁小学校・下京地域体育館（防災）</li> <li>・ちびっこひろば（レクリエーション）</li> </ul> <p>&lt;「みどり」の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積=18.01 m<sup>2</sup>/人≥5m<sup>2</sup>/人 ※代替となる「みどり」の面積：2.15ha（上記公園・緑地、鴨川 0.62ha, 高瀬川 0.26ha, 元崇仁小学校 0.80ha, 下京地域体育館 0.09ha, ちびっこひろば 0.03ha）÷誘致圏の人口：1,194人</p>
5 実現性の評価	実現性が高い	<p>&lt;地域コミュニティの存続への影響&gt; 地域コミュニティの存続への影響はない。</p> <p>&lt;買収対象となる建築物の立地状況&gt; 第一保育所、第二保育所（RC 2F）、資料館</p> <p>&lt;関連事業の状況&gt; 崇仁地区住宅地区改良事業</p> <p>&lt;早期に整備効果が見込めるか&gt; 保育所等の移転となると、代替地の確保等、事業の長期化が推定される。 用地買収は必要無いものの、保育所等の移転となると、代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が高いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	避難所として元崇仁小学校、下京地域体育館が近接しており、防災上の問題はない。

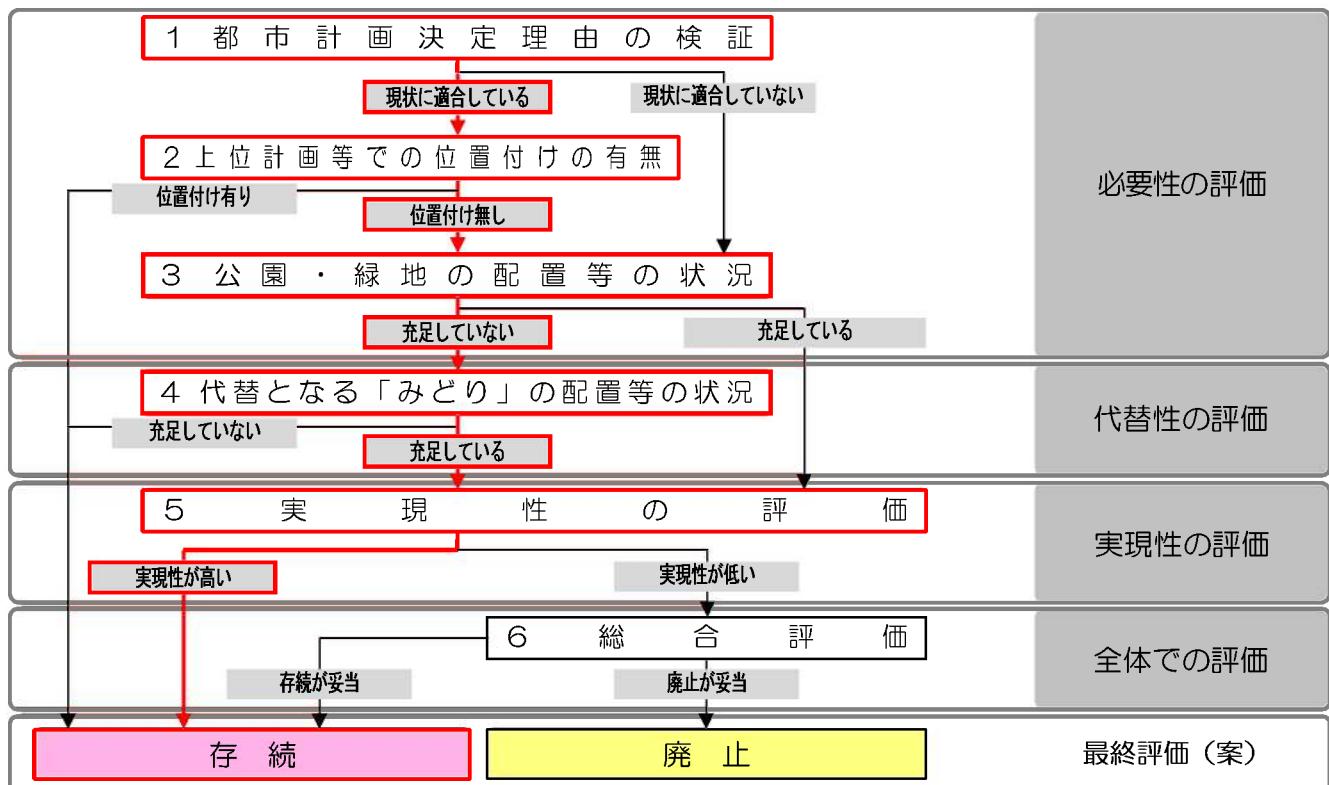
※[ ]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



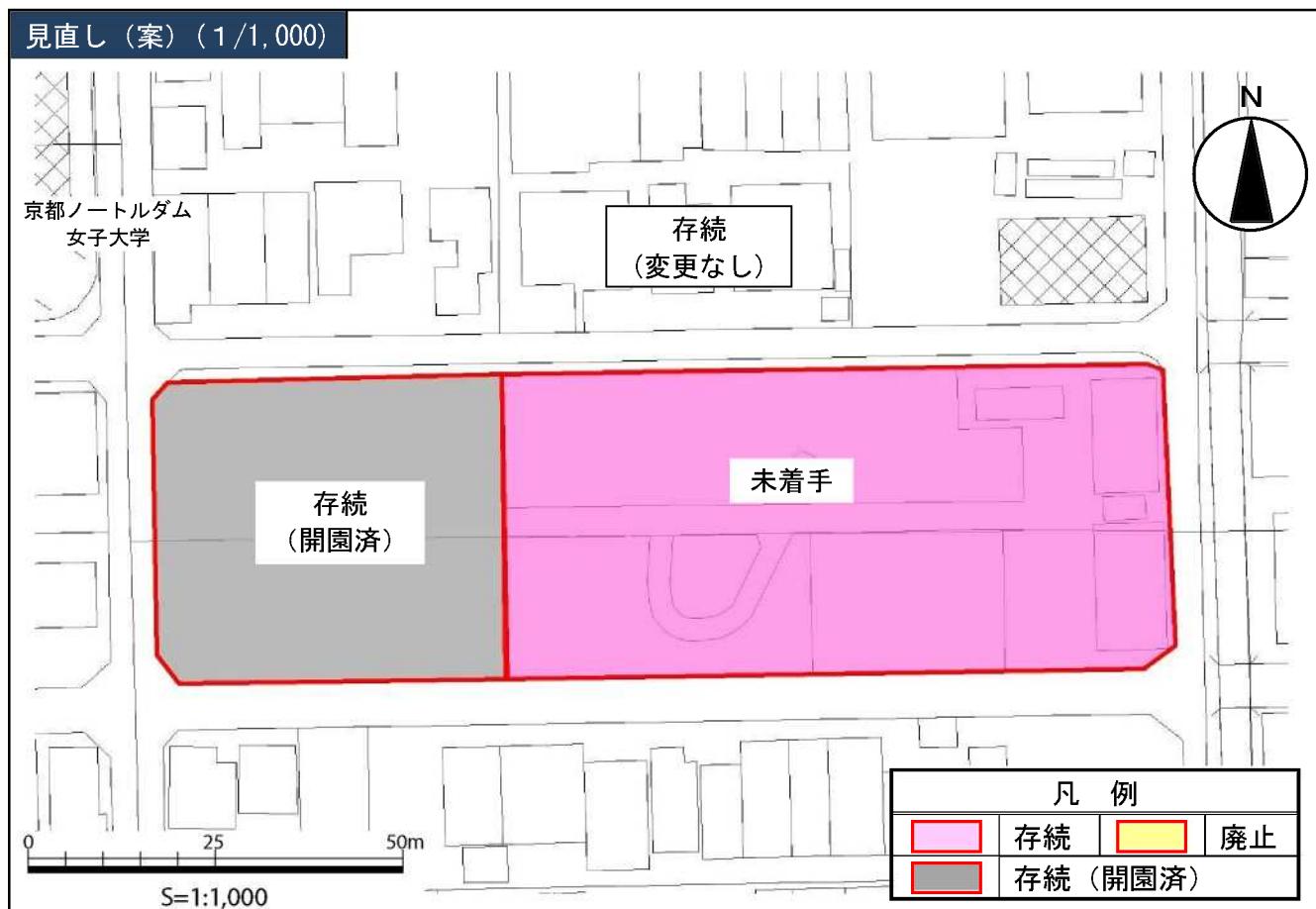
見直し（案）	区域の全面廃止 (0.422ha⇒0ha)
評価内容	未着手区域における保育所等の移転は代替地の確保等困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。

# 松賀茂児童公園の見直し方針

## 1. 見直し（案）



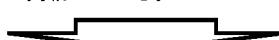
※詳細の評価内容は 26 松賀茂児童-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（土地区画整理児童公園留保地の内洛南組合、桂駅西口組合、今宮組合、賀茂之荘組合、松賀茂組合の九児童公園留保地を都市計画公園として決定）は現在においても意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p>&lt;公園・緑地の配置&gt; 他の街区公園の誘致圏域と離れているため、街区公園の適正配置の観点からは充足していない。</p> <p>&lt;公園・緑地の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積=1.41 m<sup>2</sup>/人≤5 m<sup>2</sup>/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.23ha（広域公園 0.03ha、街区公園 0.20ha）÷誘致圏の人口：1,629人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p>&lt;「みどり」の配置&gt; 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・ノートルダム学院小学校・京都ノートルダム女子大学（防災）</p> <p>&lt;「みどり」の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積=8.47 m<sup>2</sup>/人≥5 m<sup>2</sup>/人 ※代替となる「みどり」の面積：1.38ha（上記公園・緑地、ノートルダム学院小学校 0.47ha、京都ノートルダム女子大学 0.68ha）÷誘致圏の人口：1,629人</p>
5 実現性の評価	実現性が高い	<p>&lt;地域コミュニティの存続への影響&gt; 地域コミュニティの存続への影響はない。</p> <p>&lt;買収対象となる建築物の立地状況&gt; 買収対象となる建築物はない。</p> <p>&lt;関連事業の状況&gt; 関連事業はない。</p> <p>&lt;早期に整備効果が見込めるか&gt; 用地買収を伴わないため、着手すれば早期に整備効果を見込める。</p> <p>未着手区域は市有地であり用地買収がないことから、実現性が高いと判断する。</p>
6 総合評価	—	—

※[ ]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。

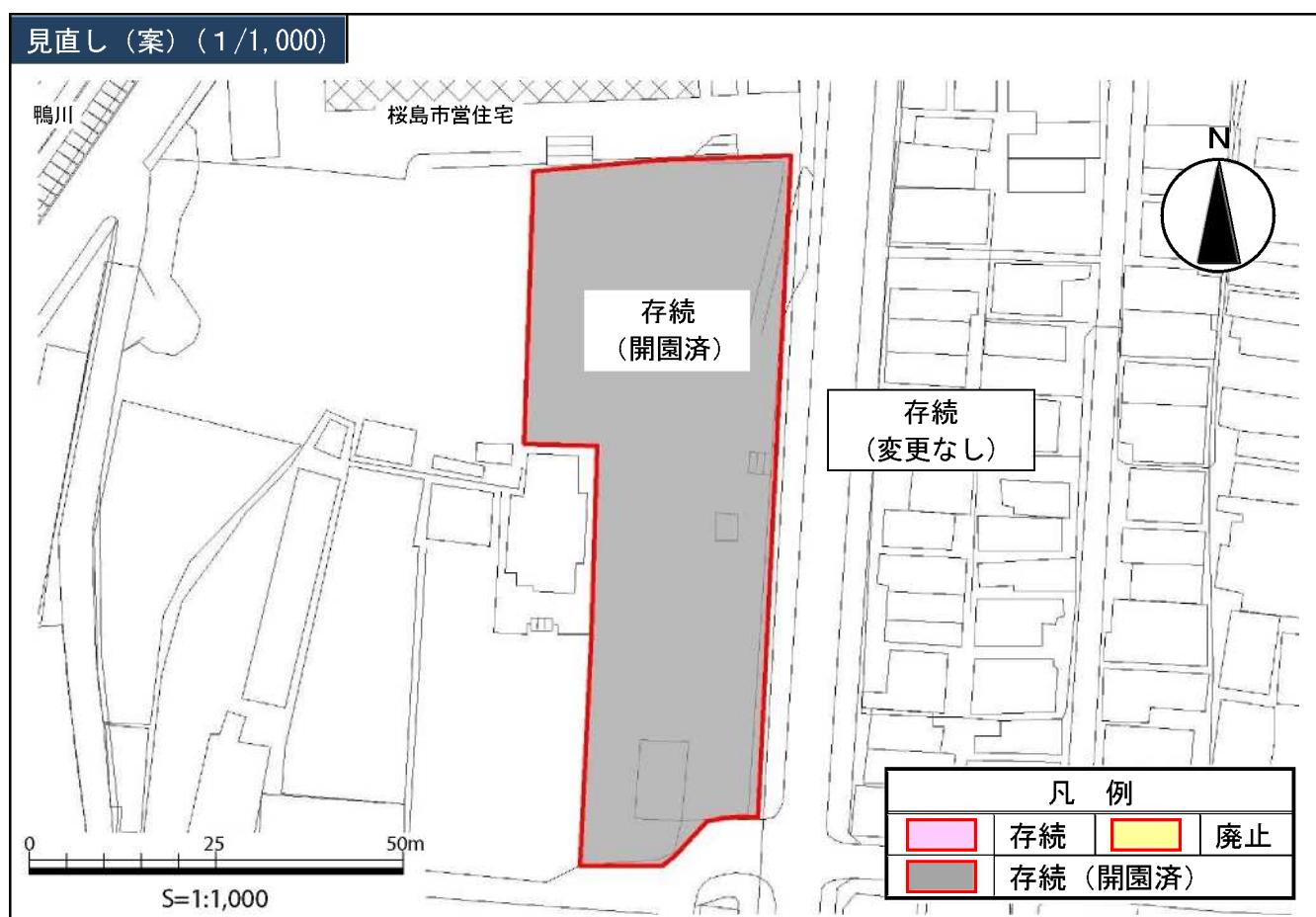


見直し（案）	存続（変更なし） (0.538ha⇒0.538ha)
評価内容	未着手区域は市有地であり移転対象となる建築物もないことから存続とする。

## 桜島児童公園の見直し方針

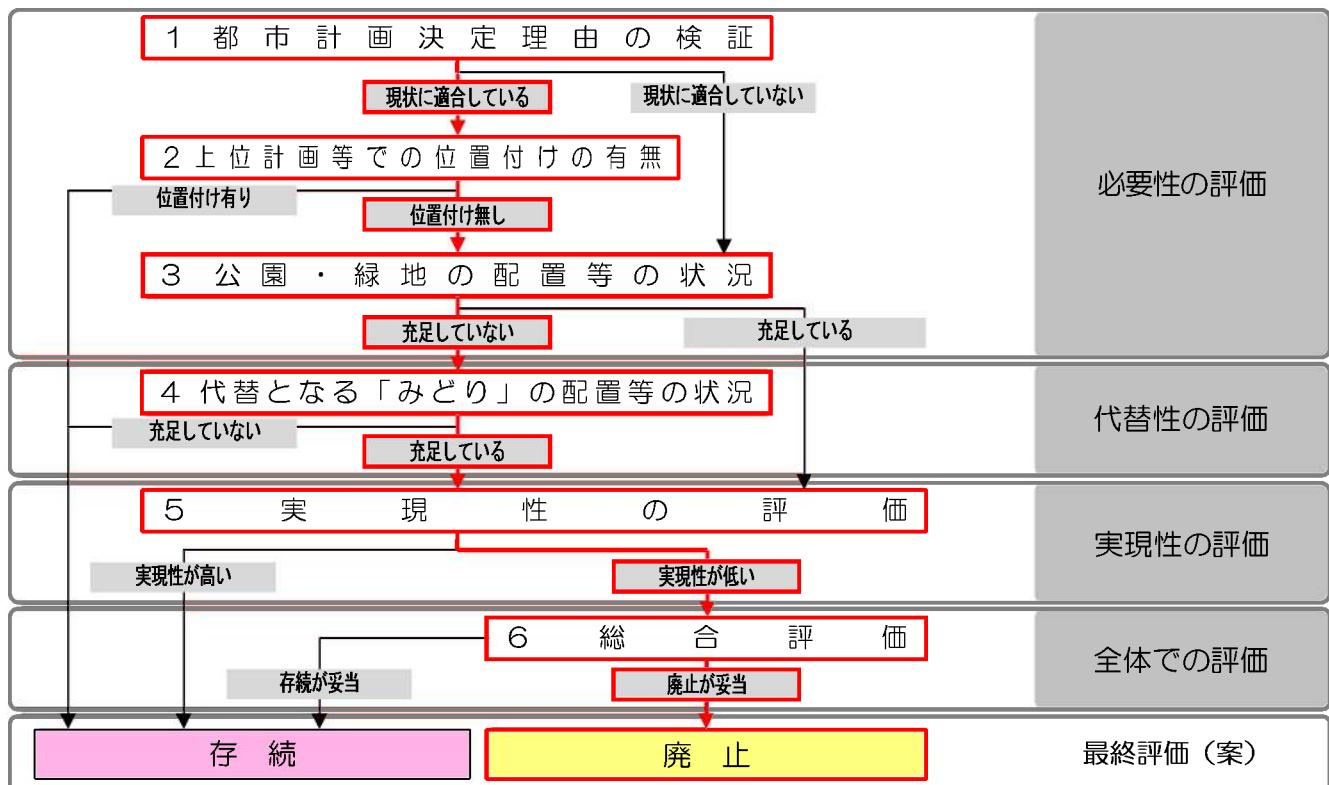
### 1. 見直し（案）

開園面積は 0.109ha となっているが、実際の開園面積は 0.223ha であることから、開園面積が実態と整合するよう修正する。なお、都市計画の変更は必要ない。

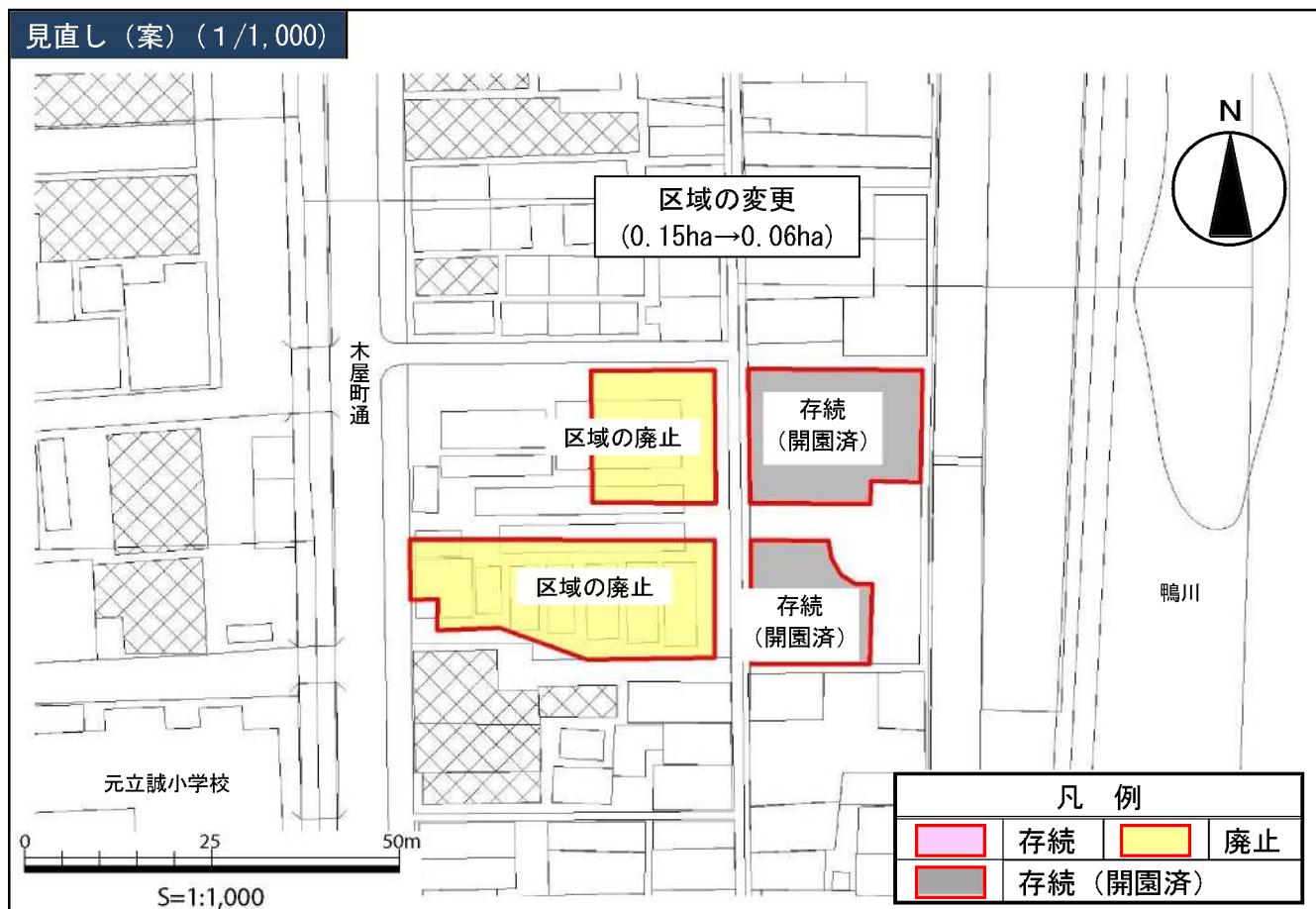


# 先斗町公園の見直し方針

## 1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は 28 先斗町-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（都市計画道路立誠通の計画との整合を図るとともに、先斗町駐車場の廃止による公園区域の拡大によって、公園利用者の利便性の向上を図る）は、現在も意義はある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p>&lt;公園・緑地の配置&gt; 新京極公園及び新京極六角公園（街路広場）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の街区公園の誘致圏域と離れているため、街区公園の適正配置の観点において充足していない。</p> <p>&lt;公園・緑地の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積=0.93 m<sup>2</sup>/人≤5 m<sup>2</sup>/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.06ha（街区公園 0.06ha）÷誘致圏の人口：647人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p>&lt;「みどり」の配置&gt; 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鴨川（環境保全、景観形成、レクリエーション、防災）</li> <li>大和大路新門前付近街路広場（環境保全、景観形成、防災）</li> <li>元立誠小学校・元有済小学校（防災）</li> </ul> <p>&lt;「みどり」の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積=57.34 m<sup>2</sup>/人≥5 m<sup>2</sup>/人 ※代替となる「みどり」の面積：3.71ha（上記公園・緑地、鴨川 3.18ha、大和大路新門前付近街路広場 0.07ha、元立誠小学校 0.37ha、元有済小学校 0.03ha）÷誘致圏の人口：647人</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	<p>&lt;地域コミュニティの存続への影響&gt; 地域コミュニティの存続への影響はない。</p> <p>&lt;買収対象となる建築物の立地状況&gt; 買収対象となる建築物はない。</p> <p>&lt;関連事業の状況&gt; (都)立誠通の整備と併せて公園整備を行う必要がある。道路整備時期は未定。</p> <p>&lt;早期に整備効果が見込めるか&gt; バイク駐車場の移転となると、代替地の確保等、事業の長期化が推定される。</p> <p>用地買収は必要無いものの、バイク駐車場の移転となると代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	避難所として元立誠小学校が近接しており、防災上の問題はない。

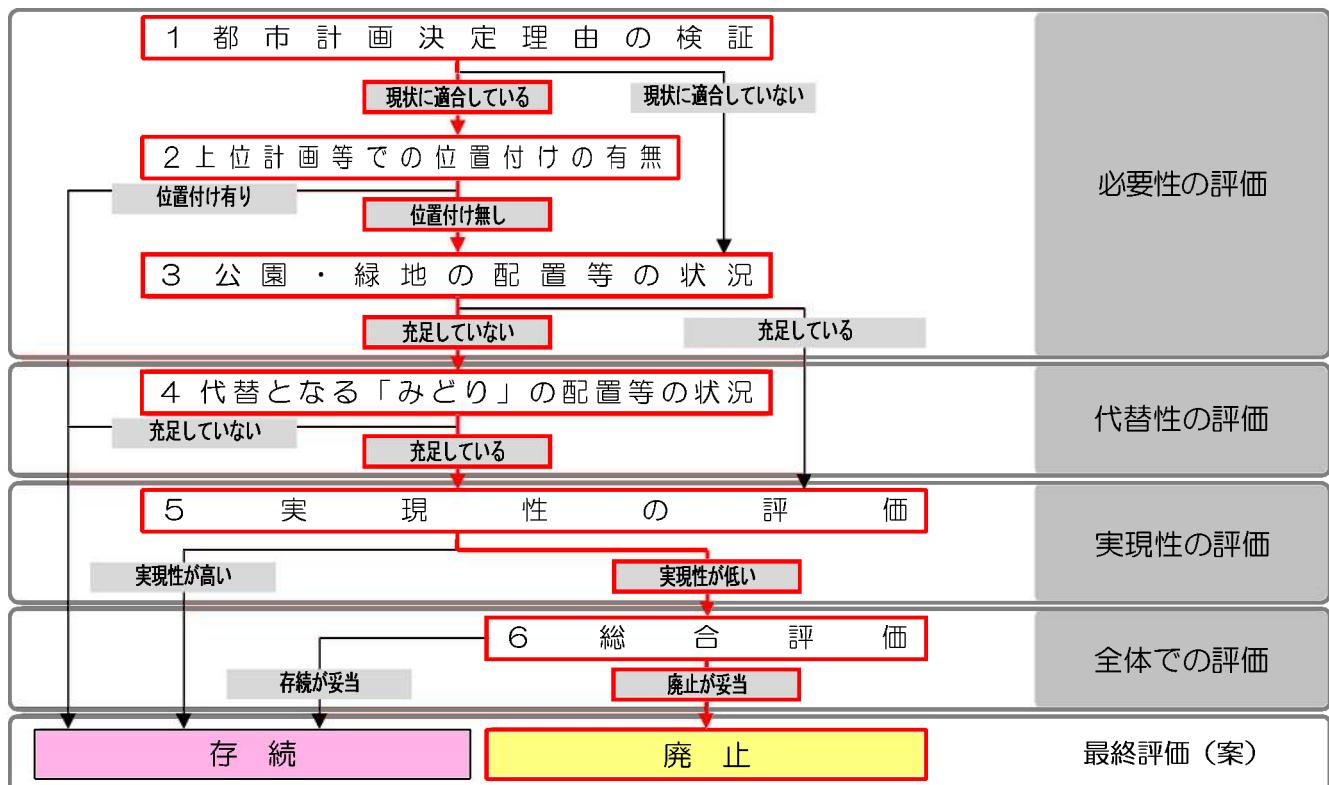
※[ ]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



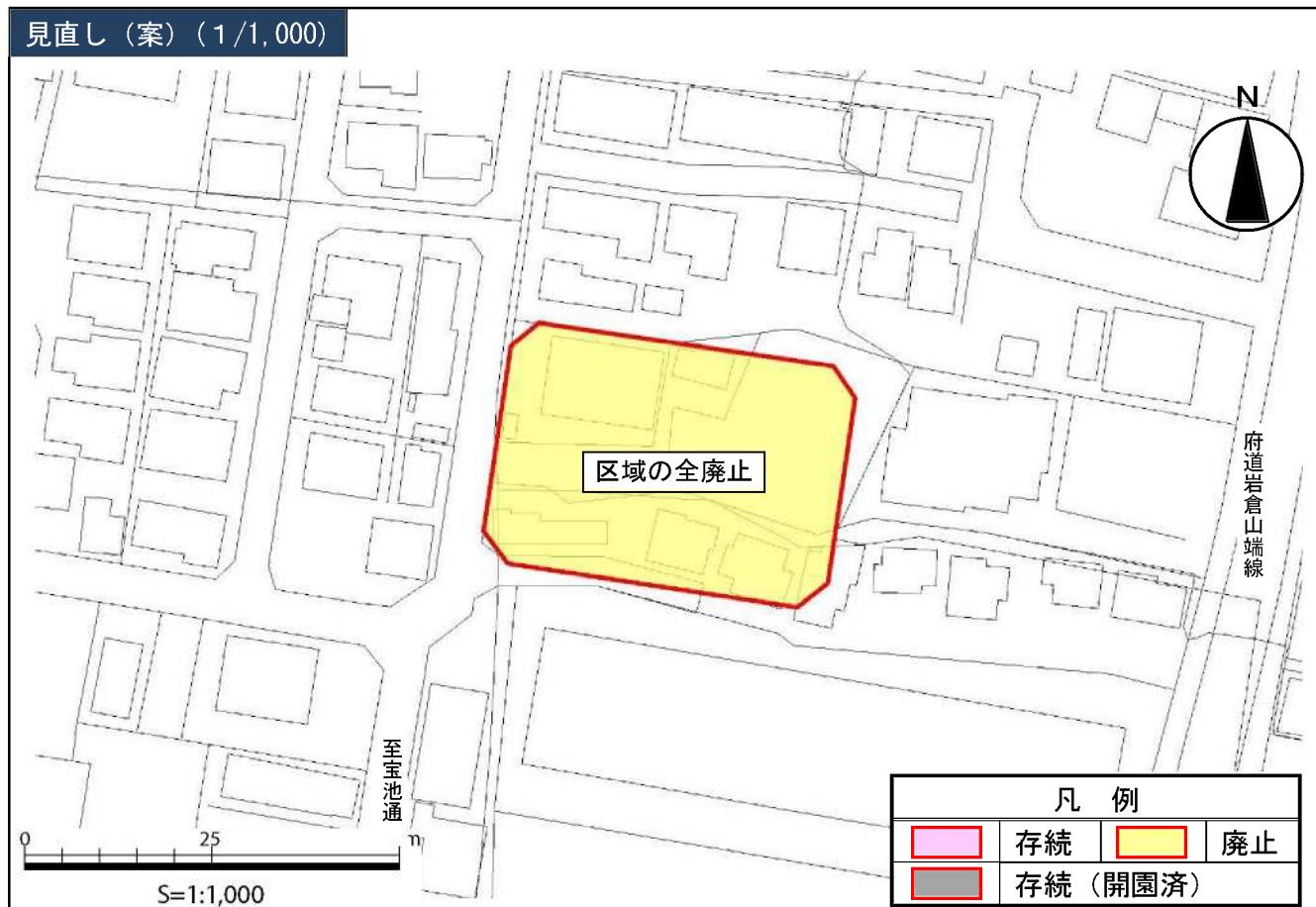
見直し（案）	区域の一部廃止 (0.15ha⇒0.06ha)
評価内容	未着手区域におけるバイク駐車場の移転となると代替地の確保等困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。

# 薩田公園の見直し方針

## 1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は 29 薩田-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（付近住民の利用に供する）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p>＜公園・緑地の配置＞ 池ノ内公園、鳥脇公園、鷺公園、三宅公園（街区公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、誘致圏域全域をカバーするには至らず、街区公園の適正配置の観点において充足していない。</p> <p>＜公園・緑地の面積＞ 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝<math>0.35\text{ m}^2/\text{人} \leq 5\text{ m}^2/\text{人}</math> ※誘致圏の公園・緑地面積：0.05ha（街区公園 0.05ha）÷誘致圏の人口：1,440人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p>＜「みどり」の配置＞ 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出亀山・花園川（環境保全、景観形成、防災）</li> <li>・同志社高校グラウンド・岩倉こひつじ保育園（防災）</li> <li>・ちびっこひろば（レクリエーション）</li> </ul> <p>＜「みどり」の面積＞ 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝<math>5.76\text{ m}^2/\text{人} \geq 5\text{ m}^2/\text{人}</math> ※代替となる「みどり」の面積：0.83ha（上記公園・緑地、同志社高校グラウンド 0.09ha、岩倉こひつじ保育園 0.17ha、出亀山 0.35ha、花園川 0.16ha、ちびっこひろば 0.01ha）÷誘致圏の人口：1,440人</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	<p>＜地域コミュニティの存続への影響＞ 住宅（数棟）を買収する必要があり、地域コミュニティ継続上の課題が発生することが推定される。</p> <p>＜買収対象となる建築物の立地状況＞ 住宅（数棟）</p> <p>＜関連事業の状況＞ 洛北第一地区土地区画整理事業は見直し対象である。</p> <p>＜早期に整備効果が見込めるか＞ 住宅の買収となると、権利者の合意形成等、事業の長期化が推定される。</p> <p>住宅の買収が必要であり、権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	広域避難場所として宝池公園が近接しており、また、同志社高校グラウンドが隣接しているため、防災上の問題はない。

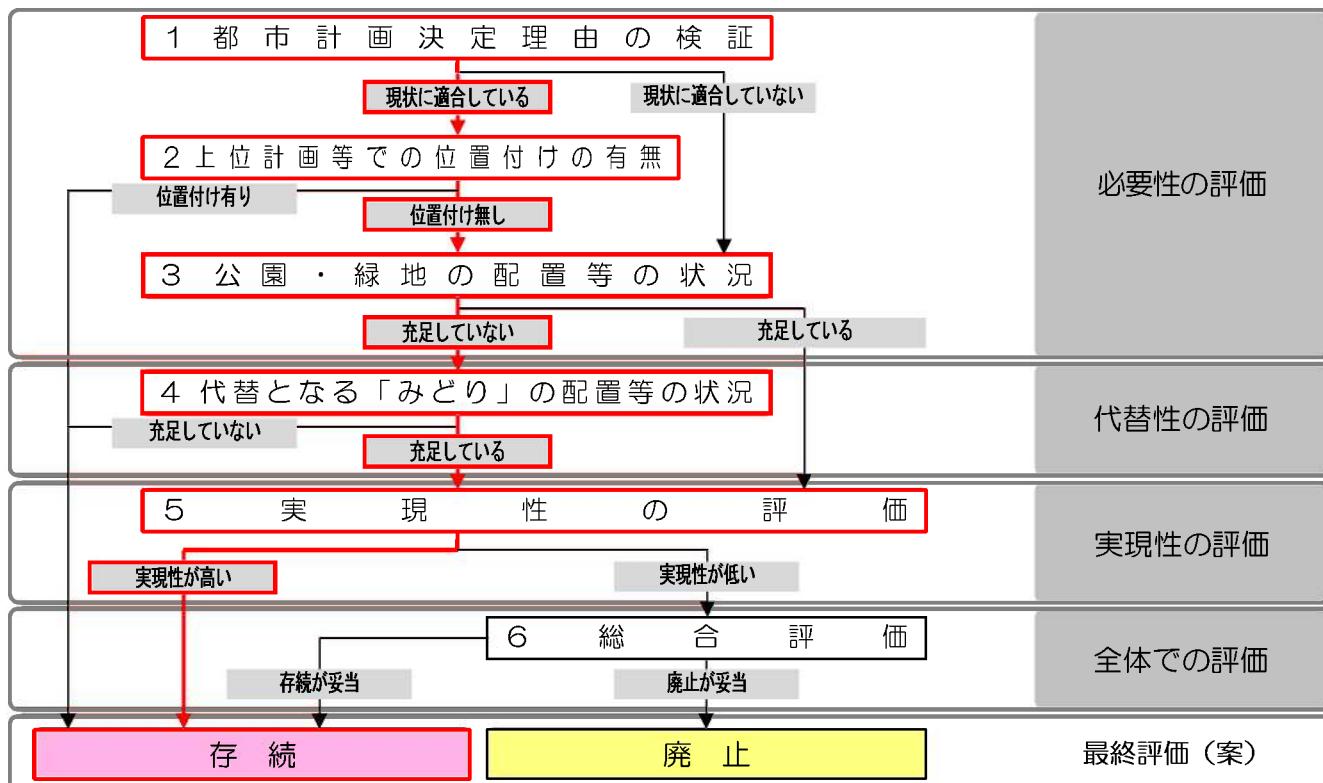
※[ ]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



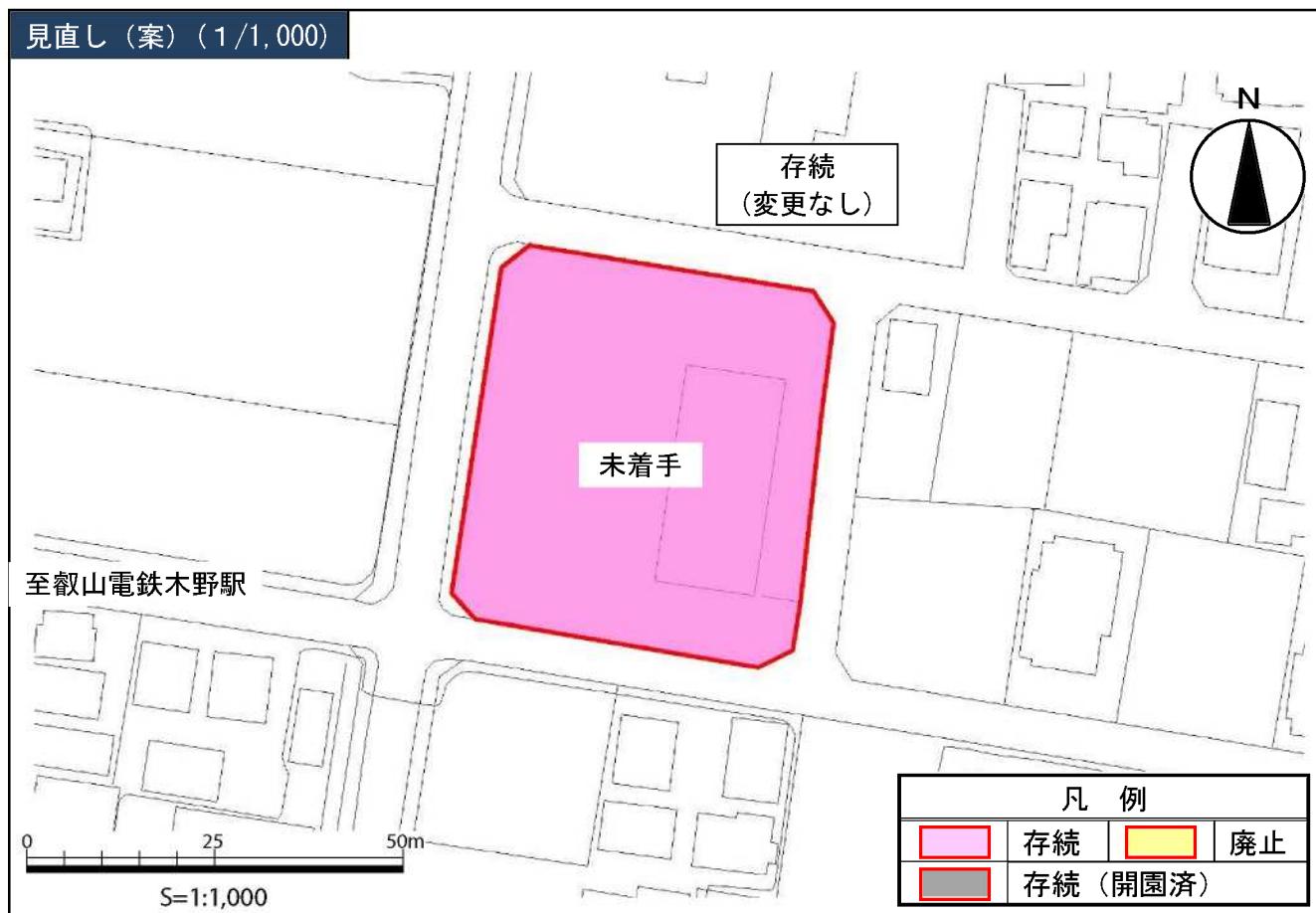
見直し（案）	区域の全面廃止 (0.20ha⇒0ha)
評価内容	未着手区域における住宅の買収は困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。

# 西河原北公園の見直し方針

## 1. 見直し（案）



※詳細の評価内容は 30 西河原北-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照

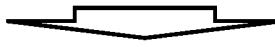


## 2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（良好な住環境の整備を図るとともに、児童等の健全な遊び場を提供する）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p>&lt;公園・緑地の配置&gt; 中下在地公園、下在地公園、西河原公園、幡枝第一公園、幡枝第二公園（街区公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、誘致圏域全域をカバーするには至らず、街区公園の適正配置の観点からは充足していない。</p> <p>&lt;公園・緑地の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積=0m<sup>2</sup>/人≤5m<sup>2</sup>/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：Oha ÷ 誘致圏の人口：729人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p>&lt;「みどり」の配置&gt; 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・山林（風致一種）（環境保全、景観形成、防災）</p> <p>&lt;「みどり」の面積&gt; 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積=43.20 m<sup>2</sup>/人≥5m<sup>2</sup>/人 ※代替となる「みどり」の面積：3.15ha（上記公園・緑地、山林（風致一種）3.15ha）÷誘致圏の人口：729人</p>
5 実現性の評価	実現性が高い	<p>&lt;地域コミュニティの存続への影響&gt; 地域コミュニティの存続への影響はない。</p> <p>&lt;買収対象となる建築物の立地状況&gt; 買収対象となる建築物はない。</p> <p>&lt;関連事業の状況&gt; 洛北第二地区土地区画整理事業（事業中）</p> <p>&lt;早期に整備効果が見込めるか&gt; 洛北第二地区土地区画整理事業により計画区域が公園用地として確保されることから、早期の整備が見込まれる。 洛北第二地区土地区画整理事業により計画区域が公園用地として確保されることから、実現性が高いと判断する。</p>

6 総合評価	一	一
--------	---	---

※[ ]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し（案）	存続（変更なし） (0.22ha⇒0.22ha)
評価内容	未着手区域は、洛北第二地区土地区画整理事業により公園用地として確保されることから存続とする。